

上勝町こども計画（案）

（令和 7 年度～令和 11 年度）

令和 7 年 3 月

上勝町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の法的根拠と位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	2
第2章 上勝町のこども・子育て家庭を取り巻く状況	3
1. 統計による上勝町の状況	3
2. 保育園・小学校・中学校の状況	9
3. こども・子育て支援に関する各種事業の状況	10
4. アンケート調査の結果	11
5. 小・中学生ワークショップの結果	27
第3章 計画の基本的な考え方	29
1. 計画の基本理念	29
2. 計画の基本目標	30
3. 計画の施策体系	32
第4章 計画の基本施策と取組	33
基本目標1. こどもの権利を大切にします	33
基本目標2. こどもの健やかな育ちを支えます	34
基本目標3. 困難な環境にあるこどもを支援します	38
基本目標4. 社会的養育を推進します	39
基本目標5. 結婚、妊娠、出産の希望が叶う環境をつくれます	41
基本目標6. 子育て支援を充実します	48
第5章 事業計画	51
1. 教育・保育提供区域の設定	51
2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策	53
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策	57
4. その他の計画	68
第6章 計画の推進に向けて	73
1. 推進体制	73
2. 計画の広報・啓発	73
3. PDCAサイクルによる推進・管理体制	73

参考資料.....	75
1. 上勝町こども計画策定の経過.....	75
2. 上勝町子ども・子育て会議委員名簿	76
3. 上勝町子ども・子育て会議条例	77

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国では少子化・核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化など、こども・子育て家庭を取り巻く社会環境が大きく変化しています。平成15年7月の「次世代育成支援対策推進法」制定、平成24年8月の「子ども・子育て支援法」を始めとする子ども・子育て関連3法成立をはじめ、こども・子育て支援に関する様々な取組が行われましたが、令和5年の我が国における合計特殊出生率は1.2と、統計を取り始めて以降最も低い数値となりました。

女性の社会進出に伴って保育ニーズは多様化し、共働き家庭の増加による子育てと仕事の両立が難しくなるなど、子育てを取り巻く環境はより厳しくなっています。さらに、こどもの貧困や児童虐待、ヤングケアラーなど、こどもの権利を脅かす問題も注目されています。

一方で、令和3年12月には「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、こどもの利益を最優先に考えた政策や取組を国の中心として据える「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。令和5年4月には「こども基本法」の施行、こども家庭庁の創設、同年12月にはこども大綱が閣議決定し、こども政策を総合的に推進するための基本方針が示されました。「こども基本法」において、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう努めることが規定されています。

上勝町においても、平成27年3月に「第1期上勝町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期上勝町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、就学前の教育・保育及び地域こども・子育て支援事業の提供体制を確保し、子育て支援に取り組んできました。

令和6年度に第2期計画の計画期間が終了することから、令和7年度を始期とする「第3期上勝町子ども・子育て支援事業計画」の改訂を行うとともに、こども・若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、すべてのこども・若者の健やかな成長を目指した、「上勝町こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、こども・若者に関する施策を総合的に推進していきます。

2. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条に基づく市町村こども計画で、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「子ども・若者計画」を一体として策定する計画です。

加えて、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」、さらに、貧困状況にあるこどもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について、必要な施策を展開していくため、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「子どもの貧困対策についての計画」を内包した、こども・子育て・若者支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

上勝町が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取組を推進します。本計画の策定にあたっては、第4次上勝町活性化振興計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、本計画の施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

なお、計画最終年度である令和11年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し及び評価を行い、新たに次期5年間の計画を策定します。

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」の規定により市町村等の合議制機関として設置が努力義務化されている「地方版子ども・子育て会議」として、子育て中の保護者や教育・保育施設等の関係者、学識経験者等で構成する「上勝町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

第2章 上勝町のこども・子育て家庭を取り巻く状況

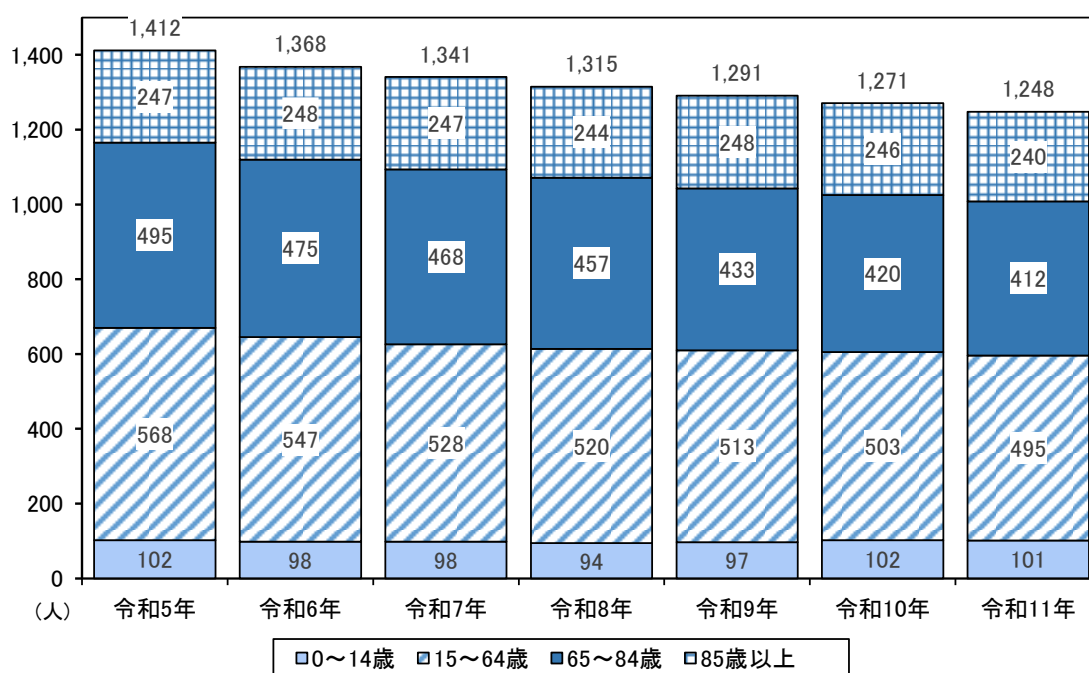
1. 統計による上勝町の状況

(1) 人口

①人口の推移と推計人口

本町の総人口は令和5年の1,412人から令和6年には1,368人に減少しており、今後、令和11年には1,248人まで減少していく見込みとなっています。

【人口推移・推計】



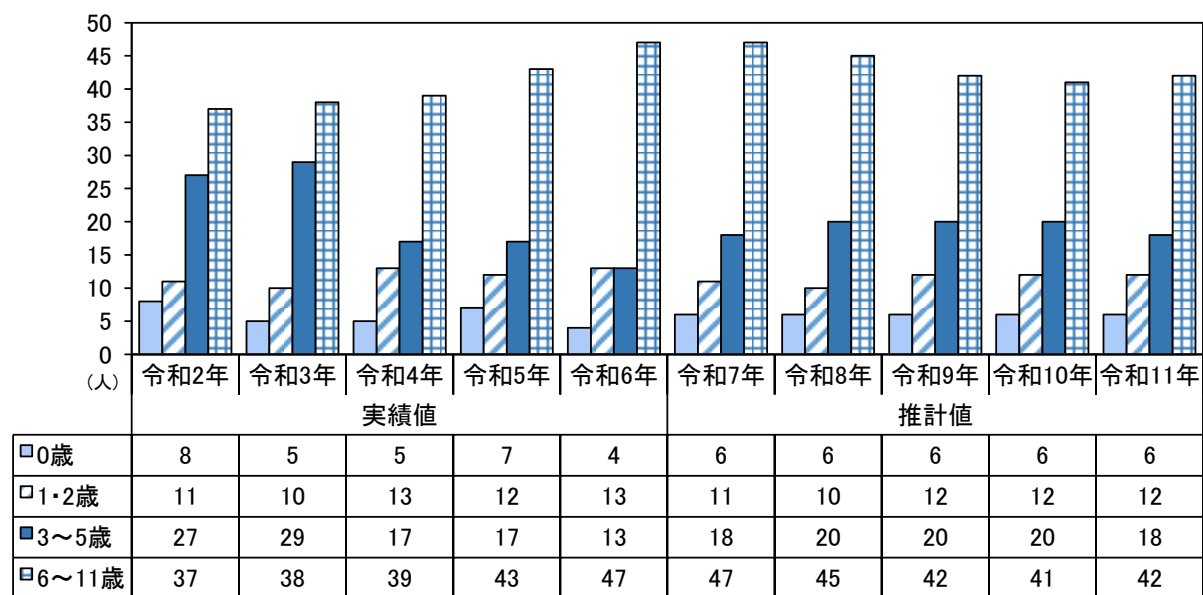
出典：住民基本台帳 各年4月1日時点
推計値はコーホート変化率法による統計

②こどもの人口推移・推計

本町の小学校までのこどもの人口（0歳～11歳）は、令和6年度で77人となっています。年齢区分別にみると、どの年齢もほぼ横ばい状態です。

また、将来人口の推計では、本計画の最終年度である令和11年度には小学校までのこども人口（0歳～11歳）は78人となっています。

【こどもの人口推移・推計】



出典：住民基本台帳 各年4月1日時点

推計値はコーホート変化率法による統計

単位：人

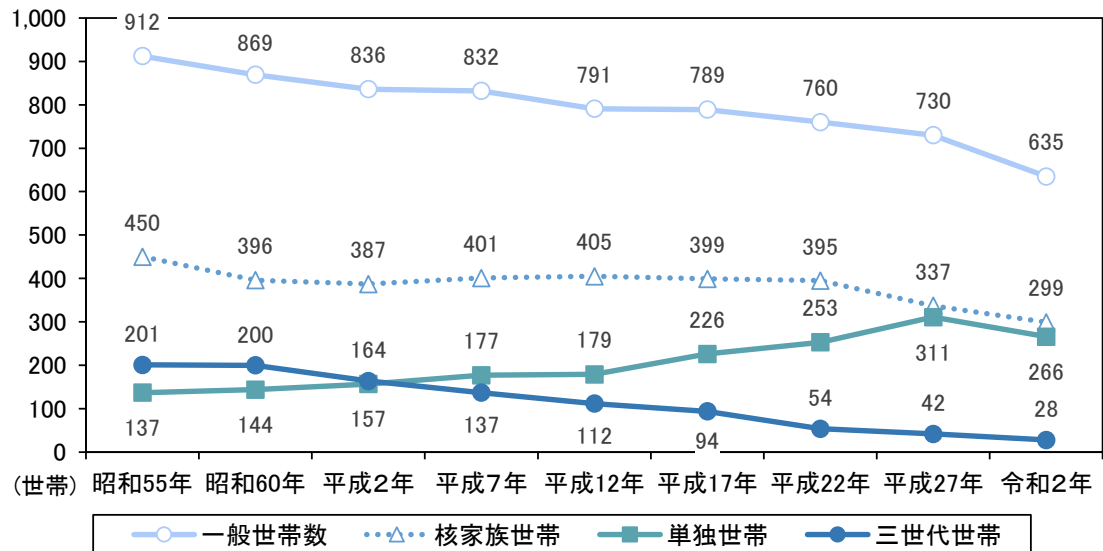
	実績値					推計値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	83	82	74	79	77	82	81	80	79	78
0歳	8	5	5	7	4	6	6	6	6	6
1歳	1	9	5	6	7	4	6	6	6	6
2歳	10	1	8	6	6	7	4	6	6	6
3歳	9	9	1	6	5	6	7	4	6	6
4歳	11	9	8	2	6	6	7	8	5	7
5歳	7	11	8	9	2	6	6	8	9	5
0～5歳	46	44	35	36	30	35	36	38	38	36
6歳	5	7	11	8	11	2	6	6	8	9
7歳	3	6	7	11	8	11	2	6	6	8
8歳	6	3	6	9	9	8	11	2	6	6
9歳	7	6	2	7	9	9	8	11	2	6
10歳	9	7	6	2	8	9	9	8	11	2
11歳	7	9	7	6	2	8	9	9	8	11
6～11歳	37	38	39	43	47	47	45	42	41	42

(2) 世帯数・世帯類型

①世帯数の推移

本町の一般世帯数は減少傾向が続いており、令和2年は635世帯と、平成27年から95世帯減少しています。単独世帯の増加している一方で、三世代世帯は減少が続いています。

【世帯数の推移】

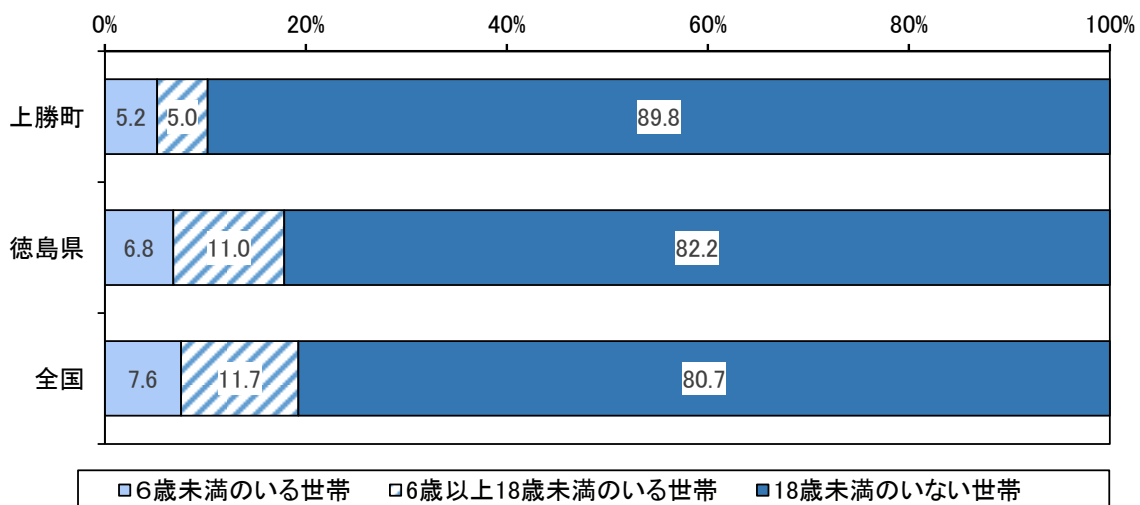


出典：国勢調査

②こどものいる一般世帯

本町の一般世帯635世帯のうち、6歳未満の児童のいる世帯は33世帯（5.2%）、6歳以上18歳未満の児童のいる世帯は32世帯（5.0%）となっており、全国平均や県平均と比較してこどものいる世帯の比率が低くなっています。

【こどものいる一般世帯】

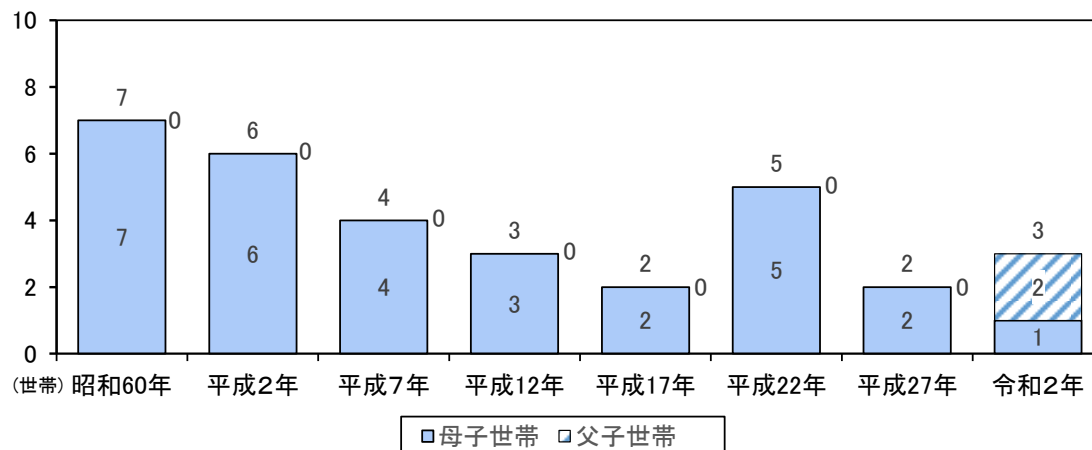


出典：国勢調査

③ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数（母子世帯・父子世帯）は、昭和60年の7世帯から減少していましたが、平成22年に一度増加し、令和2年では3世帯と減少しています。

【ひとり親世帯数の推移】

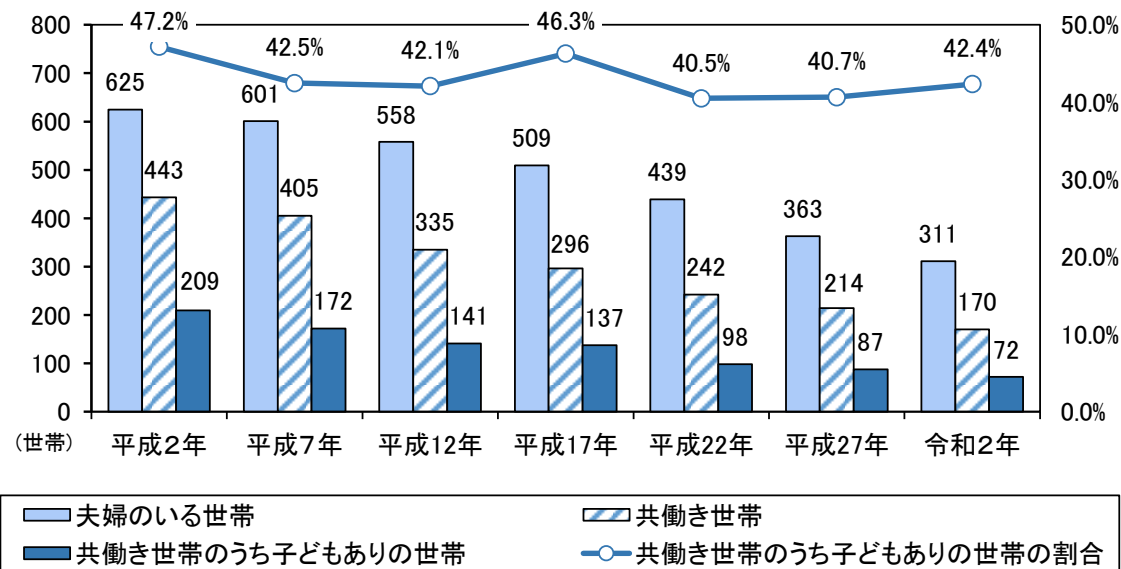


出典：国勢調査

④共働き世帯数の推移

共働き世帯数の推移をみると、平成2年以降緩やかに減少を続け、令和2年は170世帯となっています。共働き世帯のうち子どもありの世帯の割合も減少傾向となっており、令和2年では42.4%（72世帯）となっています。

【共働き世帯の状況の推移】



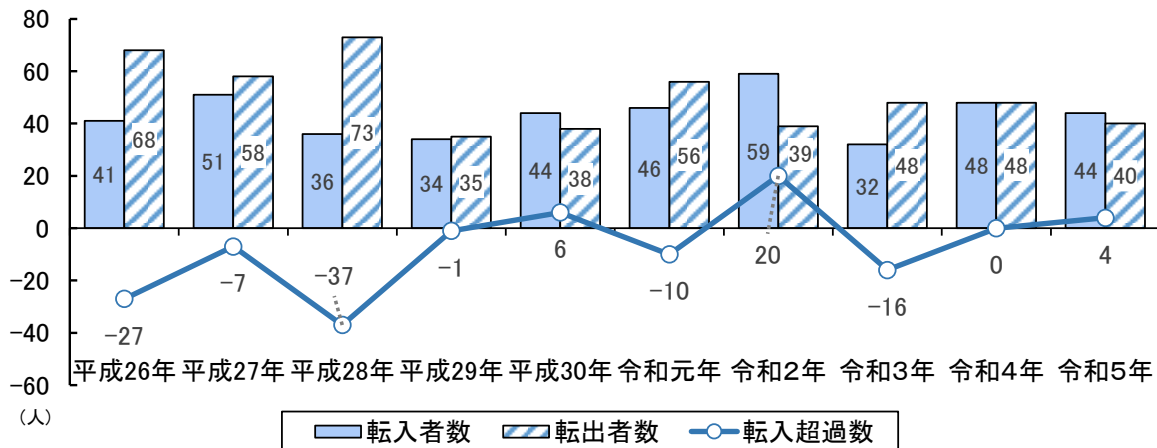
出典：国勢調査

(3) 人口動態

社会動態の推移

転入から転出を差し引いた社会増減の推移をみると、平成26年以降増減を繰り返し、令和5年はプラス4人となっています。

【社会動態の推移】



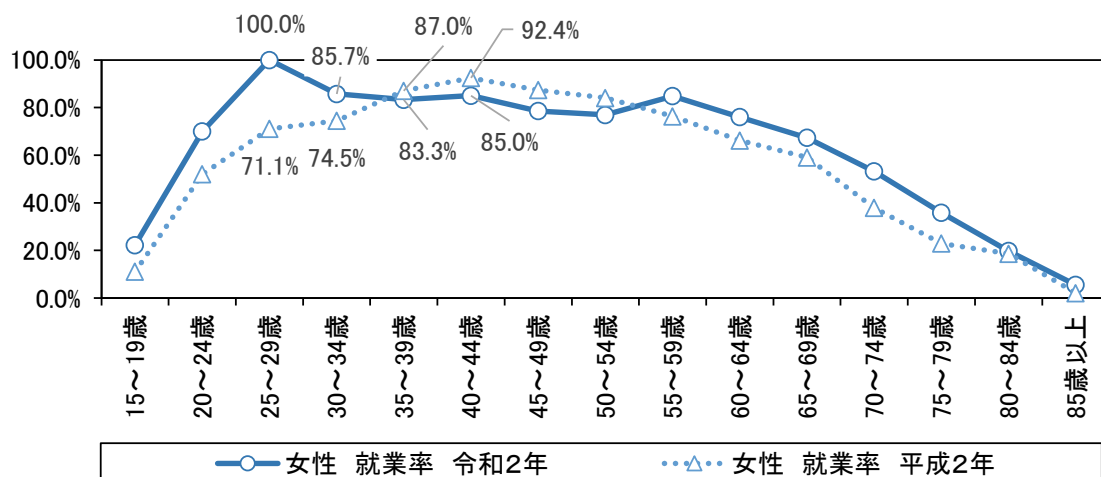
出典：住民基本台帳人口移動報告

(4) 就労状況

女性の就業率

女性の就業率（15歳以上の人口に対する就業者の割合）をみると、平成2年に比べ令和2年の30～54歳の区分において（結婚や出産などを理由に）就業率が低下するM字曲線の傾向が見られます。

【女性の就業率：平成2年と令和2年の比較】



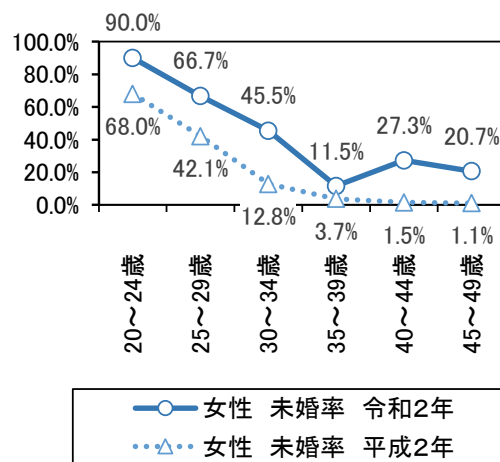
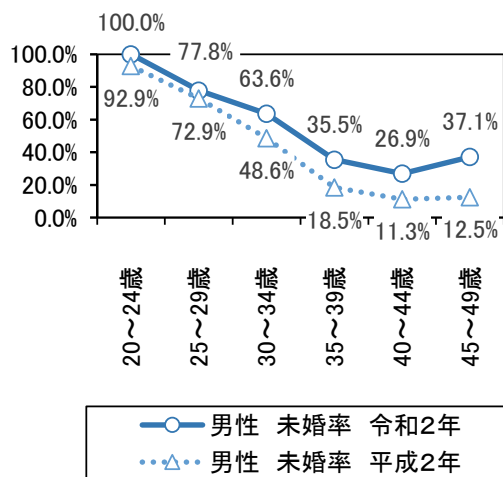
出典：国勢調査

(5) 未婚率の推移

性年齢区分別の未婚率の推移

性年齢区分別の未婚率について、平成2年と令和2年を比較すると、いずれの区分においても未婚率が増加しており、特に男性の方が女性と比べて未婚率が高くなっています。

【性年齢区分別の未婚率：平成2年と令和2年の比較】



出典：国勢調査

2. 保育園・小学校・中学校の状況

(1) 保育園の状況

本町には、公立の保育園が1園あります。保育園の入園乳幼児数は、令和6年度は27人となっています。

【保育園の概要】

施設名称	所在地	定員	入所乳幼児数	入所待機乳幼児数	保育士数	開所時間 (延長保育含む)
彩保育園	上勝町大字正木字平間179番地	30人	27人	0人	7名	平日7:00~18:30 土曜7:00~18:30

出典：保育園入所児名簿等(令和6年9月30日現在)

【特別保育の概要】

事業名	事業内容
乳児保育	病気に対する抵抗力が弱く、特に親密な保育が望まれる乳児（0歳児）に対して、乳児3人につき1人の乳児担当保育士を配置するなど、特別な受け入れ体制を整備しています。
延長保育	保護者の都合により、通常の保育時間を超えて実施する保育です。
一時保育	保護者がパートタイムなど不規則な就労形態の家庭の児童や保護者の傷病、入院あるいは育児疲れをリフレッシュしたい時など、一時的に保育が必要となる児童を保育します。

【特別保育の利用者数の推移】

事業名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳児保育	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	8	5	5	5	-
延長保育	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	36	34	36	30	-
一時保育	実施箇所数	1	1	1	1	1
	延利用者数	71	73	1	0	-

出典：住民課

(2) 小学校・中学校の児童生徒数の推移

本町の小学校・中学校の状況について、下記のようになっています。

小学校及び中学校の児童生徒数は、ともに減少傾向にあります。

【小学校・中学校の概要】

区分		名称	所在地	児童(生徒)数	教職員数
公立	小学校	上勝小学校	上勝町大字正木字平間179番地	48人	16名
	中学校	上勝中学校	上勝町大字生実字東戸越73番地	22人	15名

出典：「上勝小学校HP」令和6年5月1日現在

出典：「上勝中学校HP」令和6年5月1日現在

3. こども・子育て支援に関する各種事業の状況

(1) 放課後児童クラブの状況

本町では下記の放課後児童クラブにおいて、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に上勝町老人福祉センターを利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図っています。

【放課後児童クラブの実施内容（令和6年度）】

児童クラブ名	開設場所	開設時間			利用状況	
		平日	土曜日等	夏休み等	年間 開設日数	延べ 利用者数
あすなるクラブ	上勝町老人福祉センター	13:00～ 18:30	8:00～ 18:30	8:00～ 18:30	257日	—

【放課後児童クラブの利用状況の推移】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童クラブ数	1	1	1	1	1
定員数（人）	40	40	40	40	40
年間開催日数（日）	243	242	257	258	257
延べ利用者数（人）	4,237	4,875	4,161	5,316	—

出典：住民課

4. アンケート調査の結果

(1) 保護者調査概要

① 調査目的

本調査は、令和7年度から令和11年度までの「上勝町こども計画」を策定するにあたり、今後の教育・保育サービスや、子育て支援施策の充実を目指すために、子育ての実態やニーズの把握を目的に、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

② 調査の実施について

	就学前児童調査	就学児童調査
(1) 調査対象	令和6年6月1日現在、町内に在住する次の児童の保護者 ・就学前児童（0～5歳）の保護者	令和6年6月1日現在、町内に在住する次の児童の保護者 ・小学1年生から6年生の保護者
(2) 調査方法	保育所・認定こども園を通しての配布回収	小学校を通しての配布回収
(3) 調査期間	令和6年7月3日～令和6年7月12日	

③ 配布件数

	就学前児童調査	就学児童調査
配布数	27 件	36 件

④ 有効回答件数及び回答率

	就学前児童調査	就学児童調査
回収数	21 件	28 件
有効回答数	21 件	28 件
有効回答率	77.8%	77.8%

⑤ 留意点

分析結果をみる際の留意点は以下のとおりとなっています。

1. 「n」は「number」の略で、比率算出の母数です。
2. 単数回答の場合、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記しています。このため、百分率の合計が100.0%とならない場合があります。
3. 複数回答の場合、図中にMA（Multiple Answer＝いくつでも）と記載しています。

(2) 小・中学生調査、若者調査概要

① 調査目的

本調査は、令和7年度から令和11年度までの「上勝町こども計画」を策定するにあたり、今後の教育や子育て支援施策を充実させ、子育てを社会全体で支援するために、若者世代の現状やニーズの把握を目的に、「上勝町こども計画」に関するアンケートを実施しました。

② 調査の実施について

	小学生調査	中学生調査	若者世代調査
(1) 調査対象	令和6年9月1日現在、町内の小学4年生から小学6年生	令和6年9月1日現在、町内の中学校に通学する中学生	令和6年9月1日現在、町内に在住する高校生世代から39歳までの方
(2) 調査方法	小学校を通して配布回収 一部郵送回収	中学校を通して配布回収	インターネット上で回答
(3) 調査期間	令和6年9月12日～ 令和6年9月19日 (郵送回収分は 9月20日)	令和6年9月19日～ 令和6年9月26日	令和6年9月17日～ 令和6年10月6日

③ 配布件数

	小学生調査	中学生調査	若者世代調査
配布数	19件	22件	190件

④ 有効回答件数及び回答率

	小学生調査	中学生調査	若者世代調査
回収数	16件	19件	43件
有効回答率	84.2%	86.4%	22.6%

⑤ 留意点

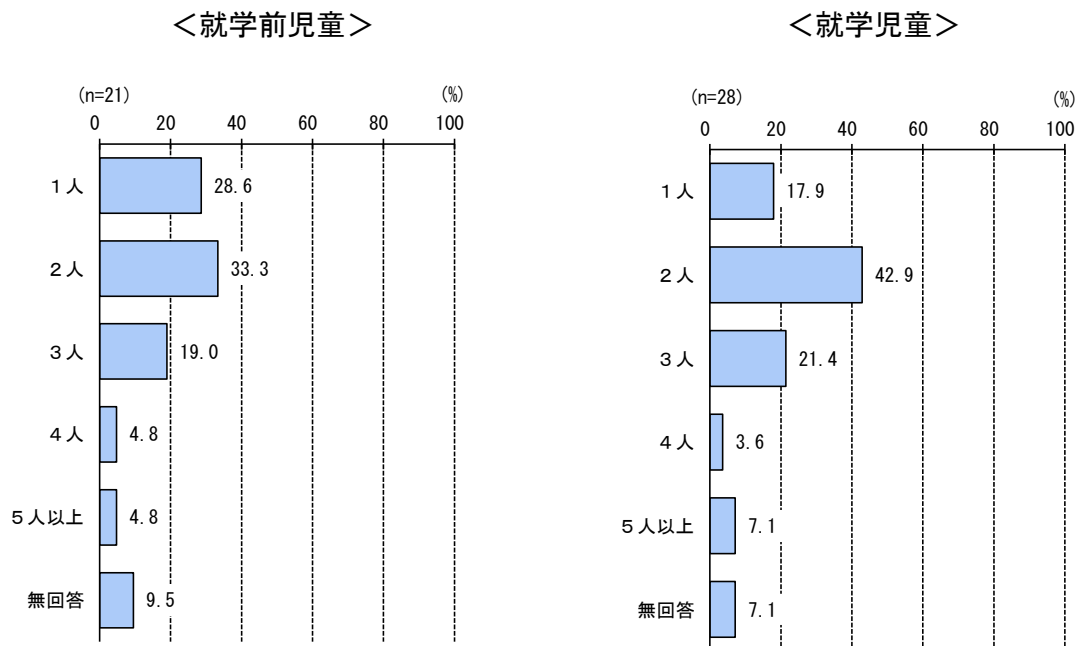
分析結果をみる際の留意点は以下のとおりとなっています。

1. 「n」は「number」の略で、比率算出の母数です。
2. 単数回答の場合、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記しています。このため、百分率の合計が100.0%とならない場合があります。
3. 複数回答の場合、図中にMA (Multiple Answer＝いくつでも) と記載しています。
4. 小学生調査及び中学生調査の共通設問文は、中学生調査のものを引用しています。

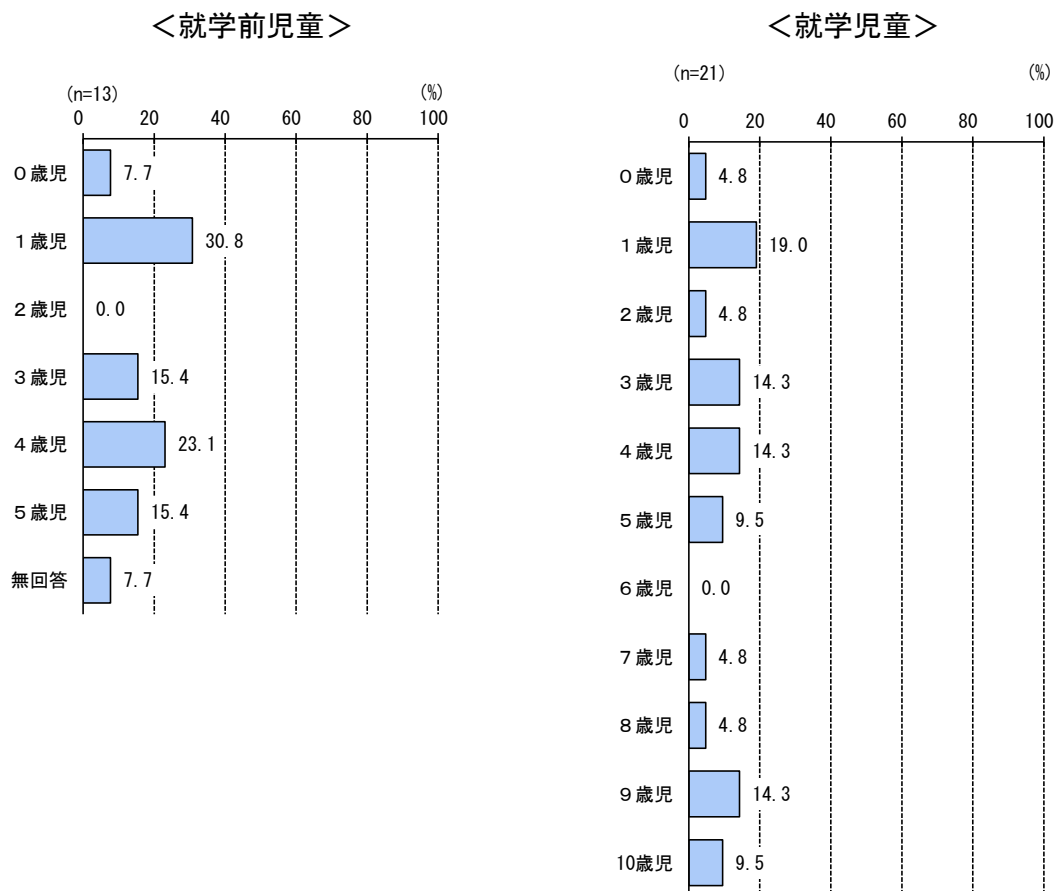
(3) 調査結果（保護者調査）

①対象児童のきょうだいの人数、末子の年齢

【きょうだいの人数】



【末子の年齢】

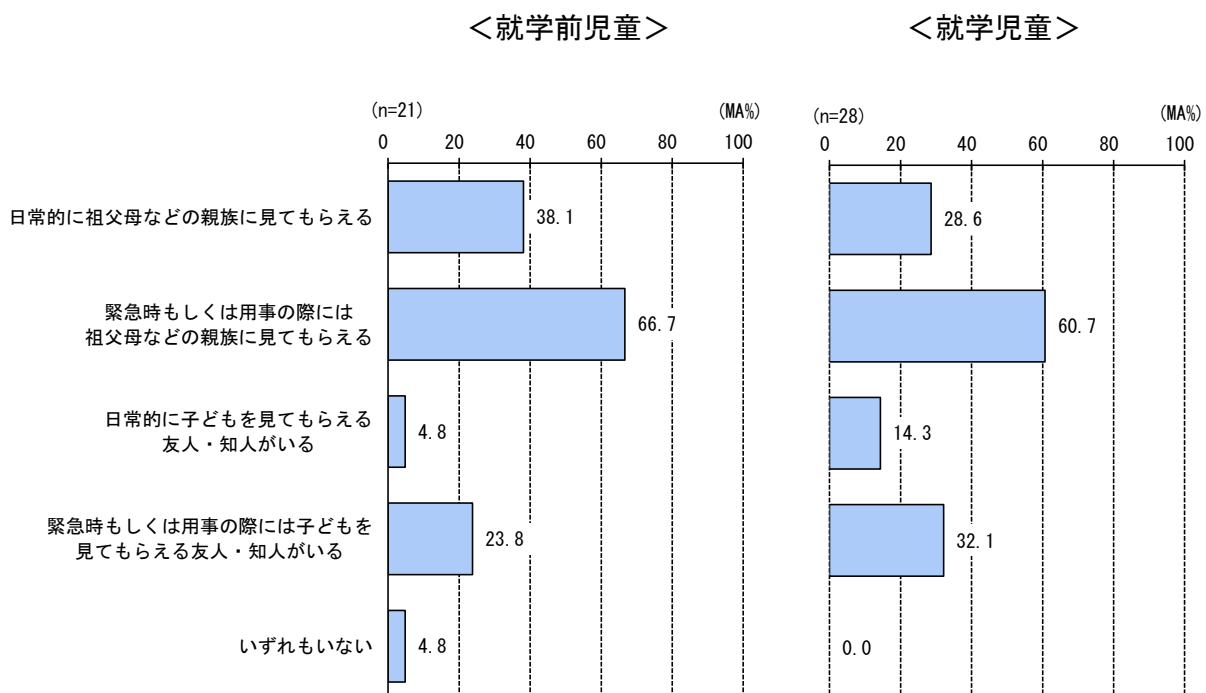


②こどもの育ちをめぐる環境について

こどもを見てもらえる親族・知人について、就学前児童では「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族に見てもらえる」が66.7%で最も多く、次いで「日常的に祖父母などの親族に見てもらえる」が38.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもを見てもらえる友人・知人がいる」が23.8%となっています。

就学児童では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族に見てもらえる」が60.7%で最も多く、次いで「緊急時もしくは用事の際には子どもを見てもらえる友人・知人がいる」が32.1%、「日常的に祖父母などの親族に見てもらえる」が28.6%となっています。

【こどもを見てもらえる親族・知人】



③宛名のお子さんの保護者の就労状況について

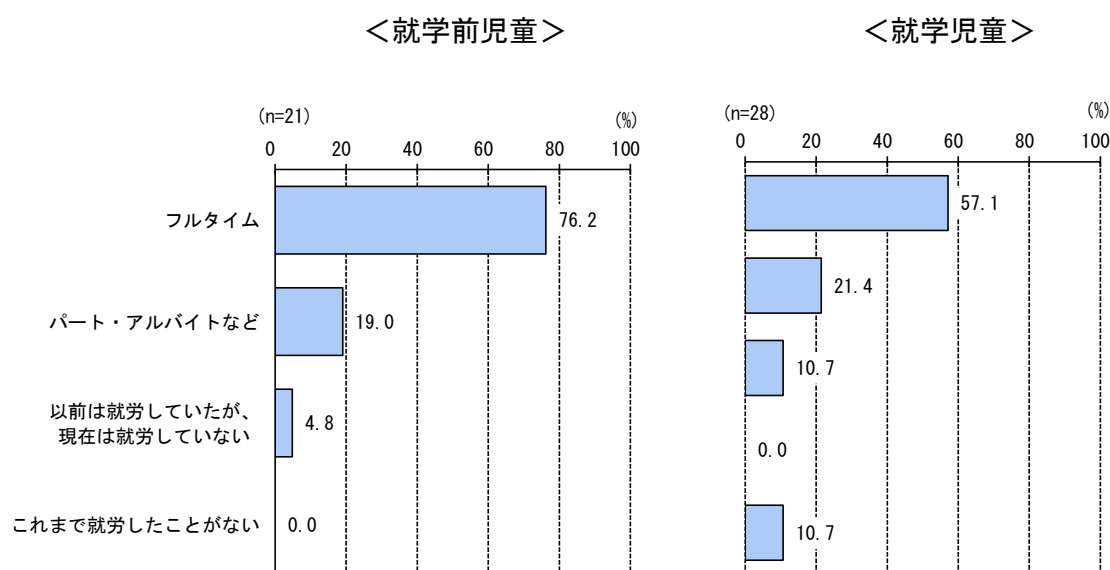
母親の現在の就労状況について、就学前児童では「フルタイム」が76.2%で最も多く、次いで「パート・アルバイトなど」が19.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が4.8%となっています。

就学児童では、「フルタイム」が57.1%で最も多く、次いで「パート・アルバイトなど」が21.4%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が10.7%となっています。

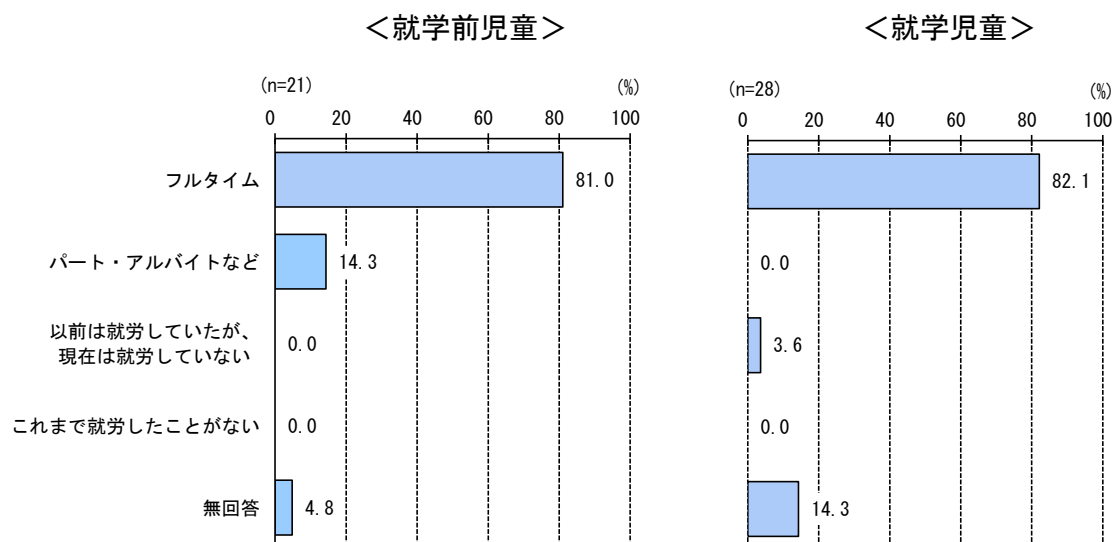
父親の現在の就労状況について、就学前児童では「フルタイム」が81.0%で最も多く、次いで「パート・アルバイトなど」が14.3%となっています。

就学児童では、「フルタイム」が82.1%で最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が3.6%となっています。

【現在の就労状況（母親）】



【現在の就労状況（父親）】

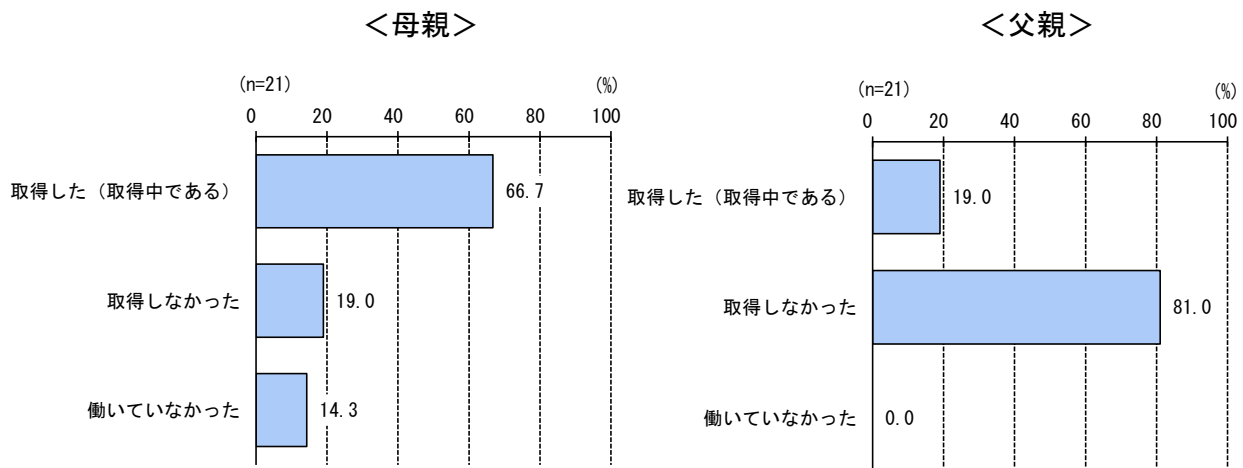


④育児休業について

育児休業の取得状況（母親）について、「取得した（取得中である）」が66.7%で最も多く、次いで「取得しなかった」が19.0%、「働いていなかった」が14.3%となっています。

育児休業の取得状況（父親）について、「取得しなかった」が81.0%で最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が19.0%となっています。

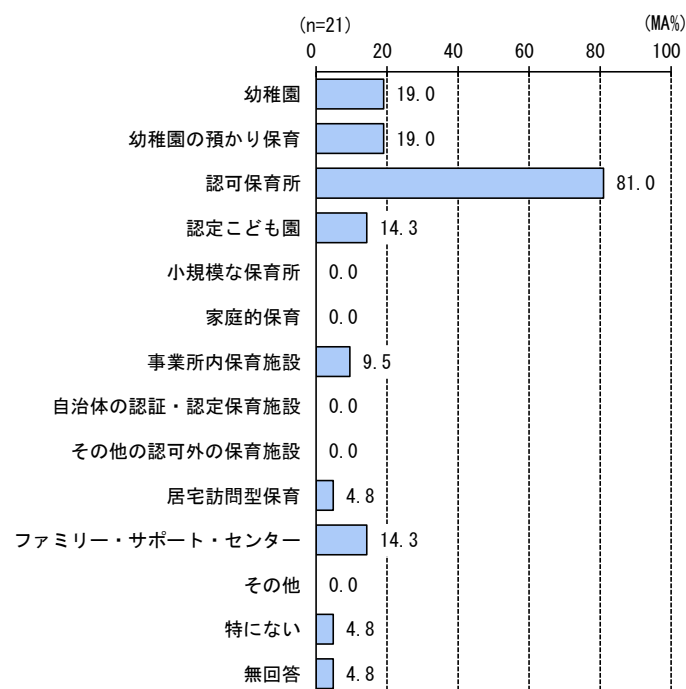
【育児休業の取得状況】



⑤平日の定期的な教育・保育事業の利用希望について

定期的にご利用したい事業について、「認可保育所」が81.0%で最も多く、次いで「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」が19.0%、「認定こども園」「ファミリー・サポート・センター」が14.3%となっています。

【定期的にご利用したい事業】

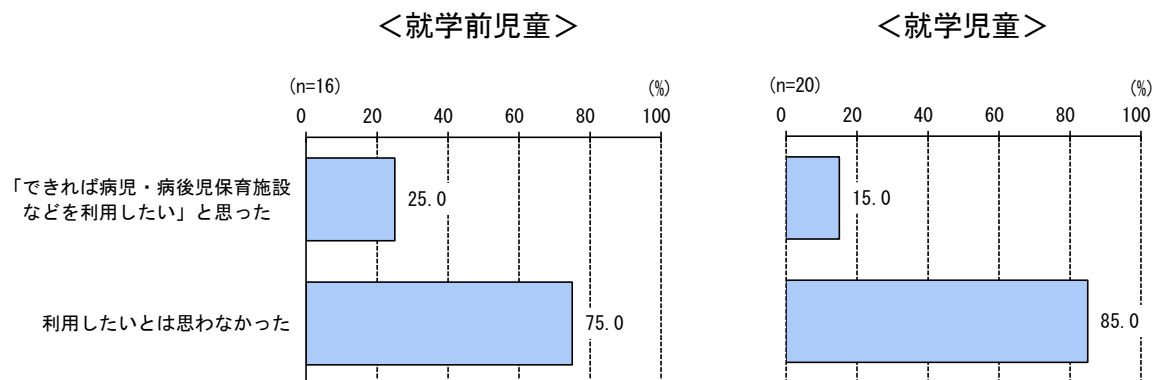


⑥病気の際の対応について

病児・病後児保育施設の利用意向について、就学前児童では「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」と思った」が25.0%、「利用したいとは思わなかった」が75.0%となっています。

就学児童では、「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」と思った」が15.0%、「利用したいとは思わなかった」が85.0%となっています。

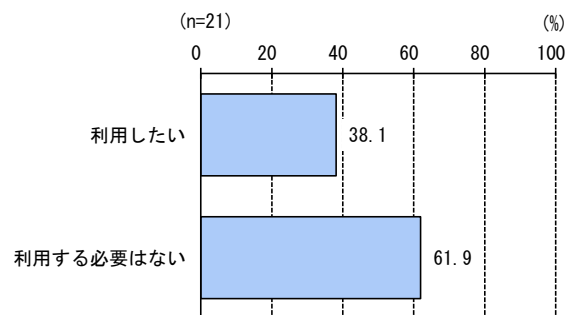
【病児・病後児保育施設の利用意向】



⑦不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用について

一時的な教育・保育事業の利用意向について、就学前児童では「利用したい」が38.1%、「利用する必要はない」が61.9%となっています。

【一時的な教育・保育事業の利用意向】

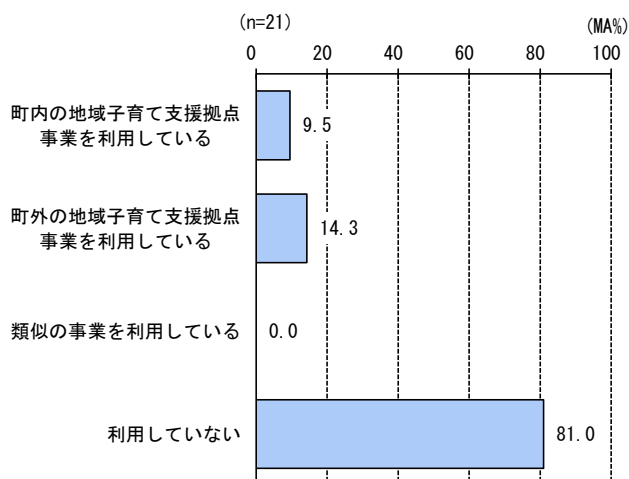


⑧地域子育て支援拠点事業の利用状況について

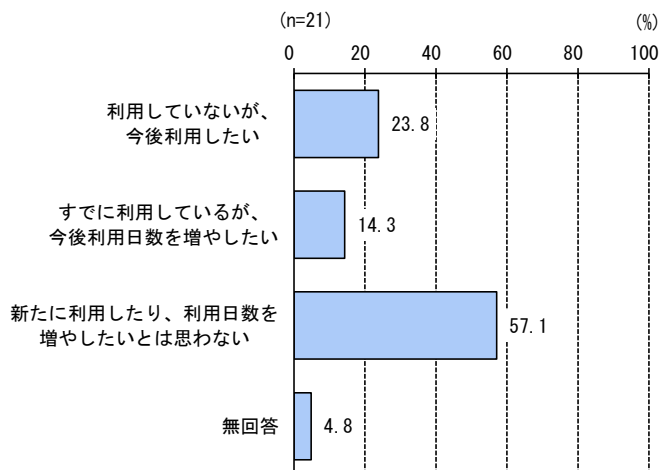
地域子育て支援拠点事業の利用状況について、「利用していない」が81.0%で最も多く、次いで「町外の地域子育て支援拠点事業を利用している」が14.3%、「町内の地域子育て支援拠点事業を利用している」が9.5%となっています。

今後の利用意向について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が57.1%で最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が23.8%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が14.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が14.3%となっています。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況】



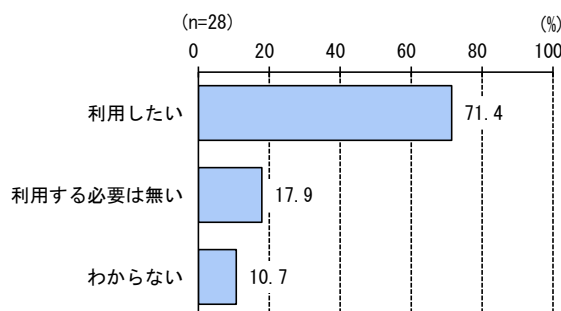
【今後の利用意向】



⑨放課後の過ごし方について

放課後児童クラブの利用希望について、「利用したい」が71.4%で最も多く、次いで「利用する必要は無い」が17.9%、「わからない」が10.7%となっています。

【放課後児童クラブの利用希望】

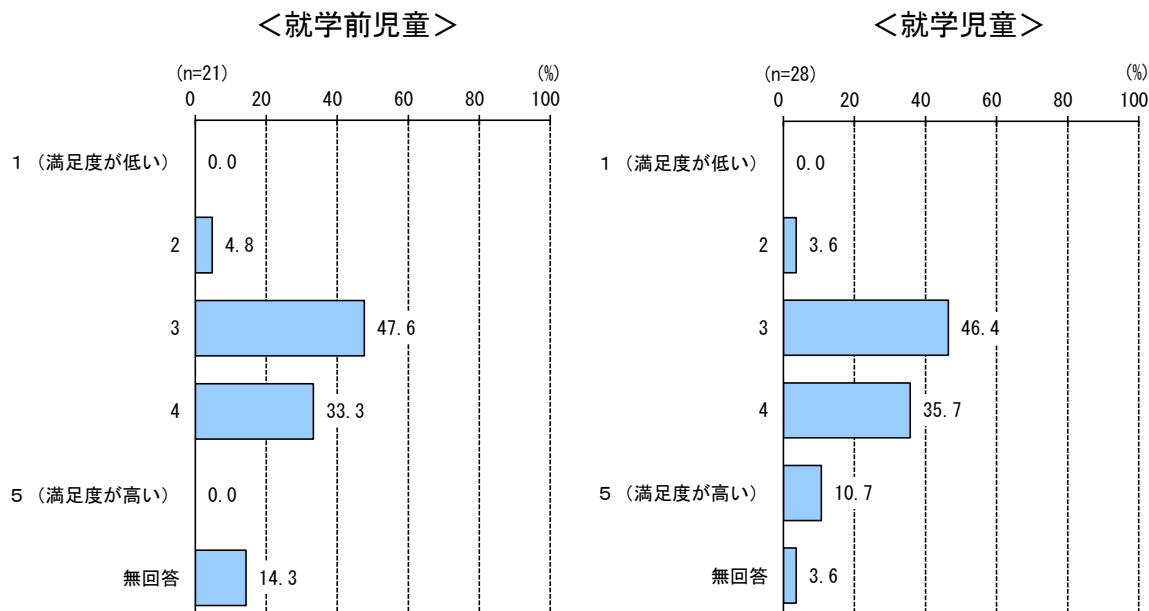


⑩子育て支援について

子育ての環境や支援への満足度について、就学前児童では「3」が47.6%で最も多く、次いで「4」が33.3%、「2」が4.8%となっています。

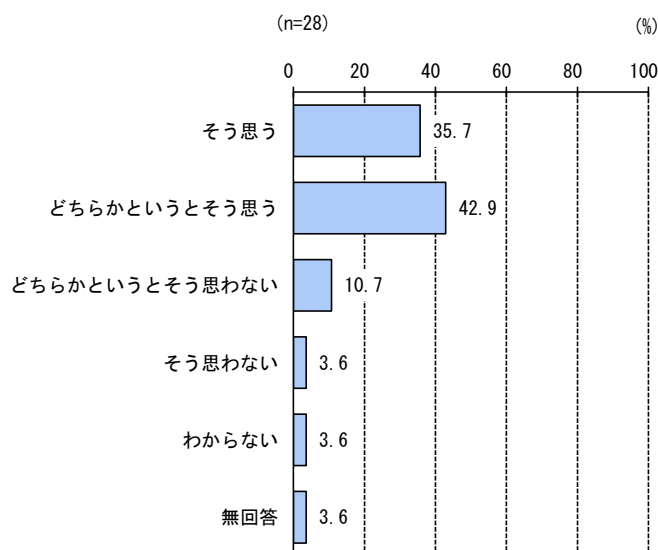
就学児童では、「3」が46.4%で最も多く、次いで「4」が35.7%、「5」が10.7%となっています。

【子育ての環境や支援への満足度】



子育てが地域の人々や社会に支えられていると思うかについて、「どちらかというと思う」が42.9%で最も多く、次いで「そう思う」が35.7%、「どちらかというと思わない」が10.7%となっています。

【子育てが地域の人々や社会に支えられていると思うか】



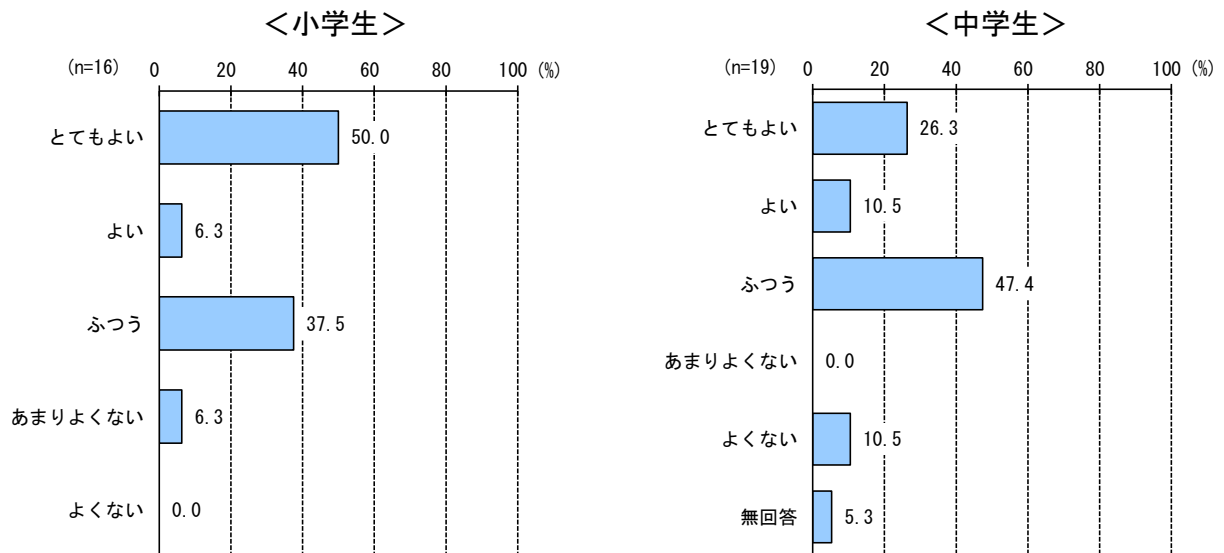
(4) 調査結果（小・中学生調査、若者調査）

①健康状態について

健康状態について、小学生では「とてもよい」が50.0%で最も多く、次いで「ふつう」が37.5%、「よい」「あまりよくない」が6.3%となっています。

中学生では「ふつう」が47.4%で最も多く、次いで「とてもよい」が26.3%、「よい」「よくない」が10.5%となっています。

【健康状態】

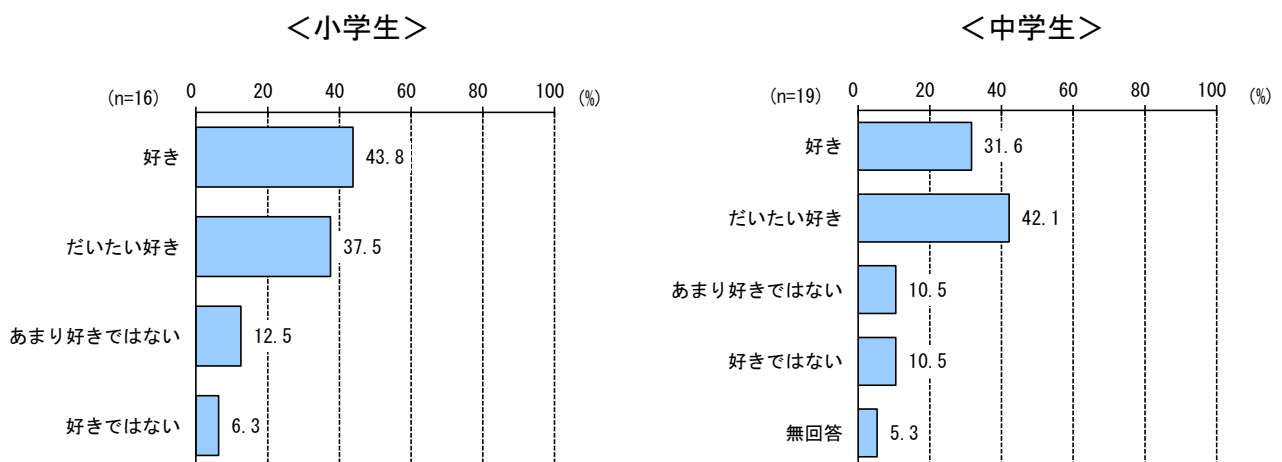


②自分のことが好きか

自分のことが好きかについて、小学生では「好き」が43.8%で最も多く、次いで「だいたい好き」が37.5%、「あまり好きではない」が12.5%となっています。

中学生では「だいたい好き」が42.1%で最も多く、次いで「好き」が31.6%、「あまり好きではない」「好きではない」が10.5%となっています。

【自分のことが好きか】



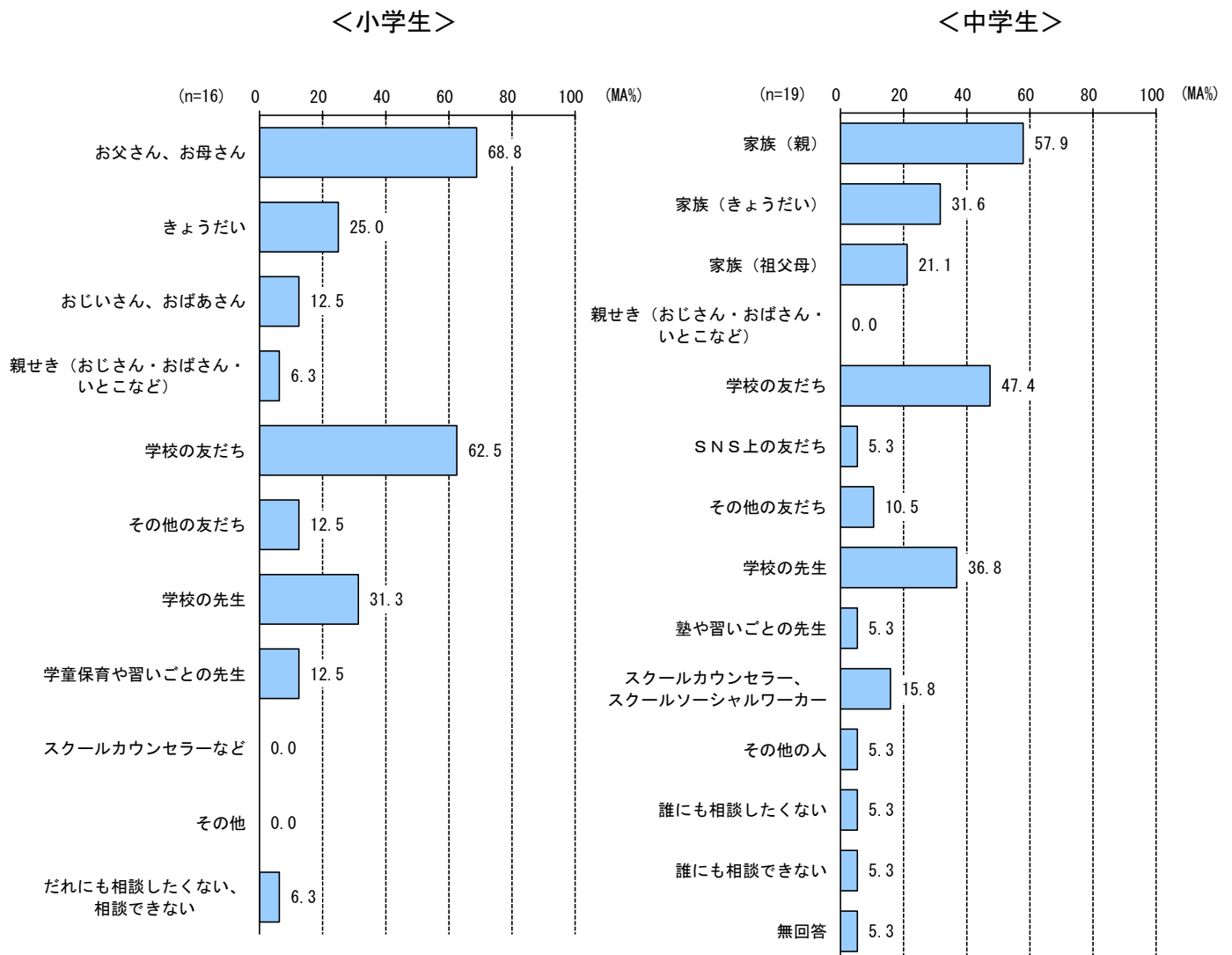
③悩みの相談相手について

相談相手について、小学生では「お父さん、お母さん」が68.8%で最も多く、次いで「学校の友だち」が62.5%、「学校の先生」が31.3%となっています。

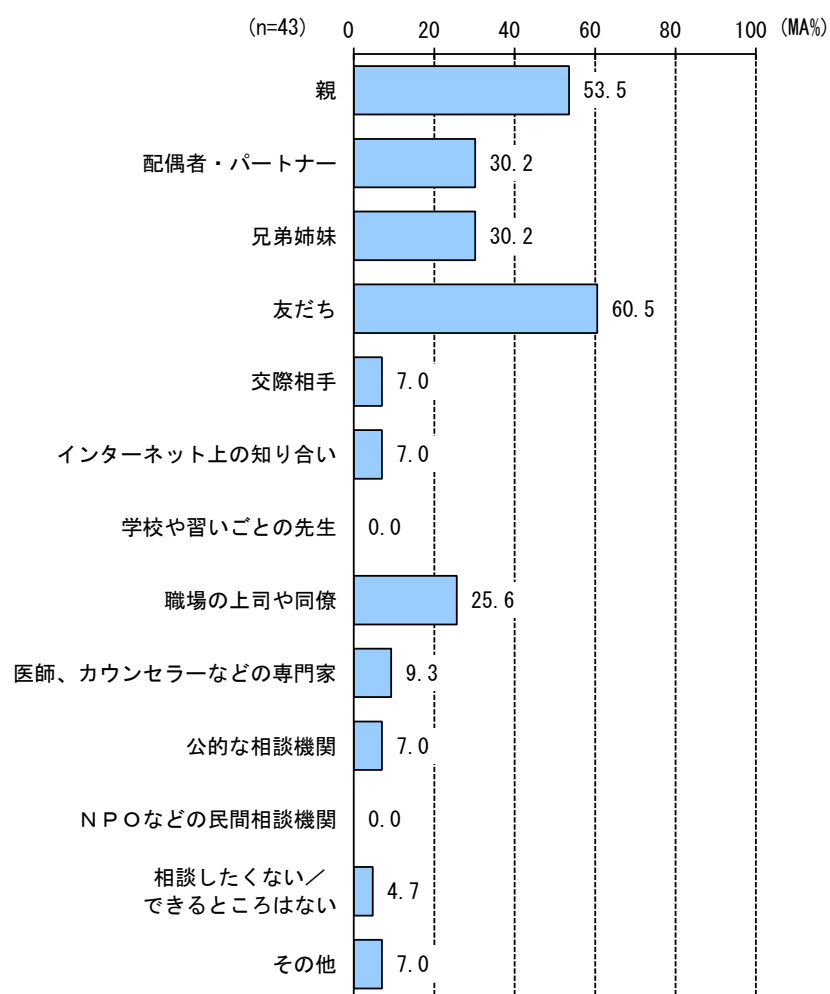
中学生では「家族（親）」が57.9%で最も多く、次いで「学校の友だち」が47.4%、「学校の先生」が36.8%となっています。

若者世代では「友だち」が60.5%で最も多く、次いで「親」が53.5%、「配偶者・パートナー」「兄弟姉妹」が30.2%となっています。

【相談相手】



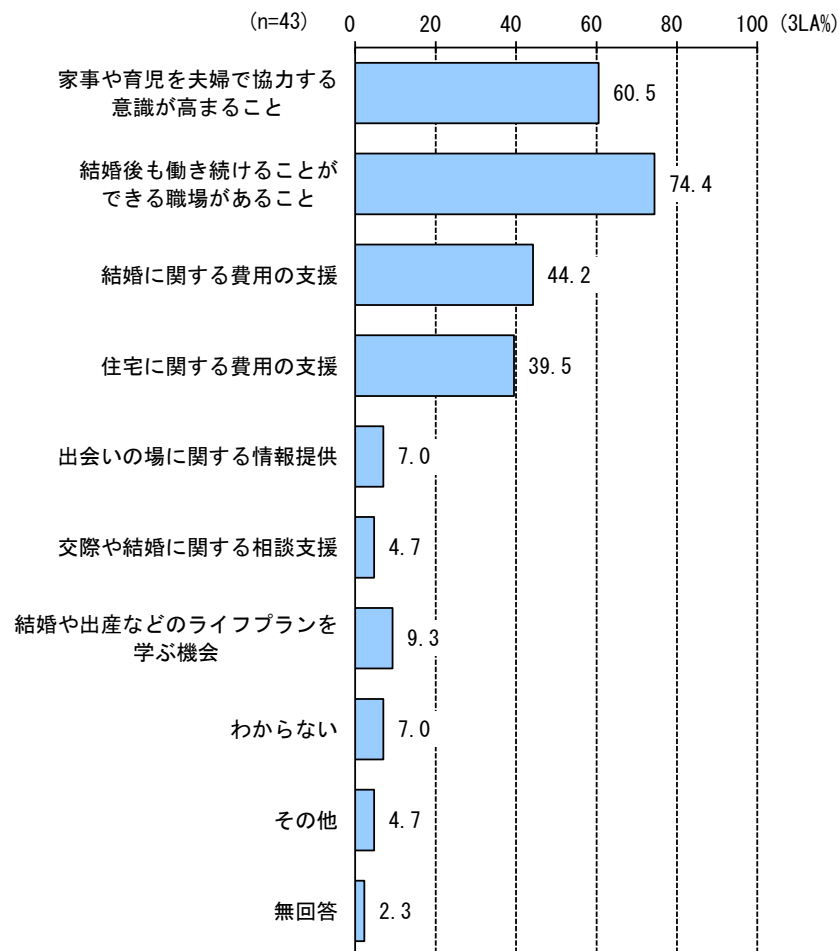
<若者世代>



④結婚のことについて（若者世代のみ）

希望している人が結婚しやすくするために必要なことについて「結婚後も働き続けることができる職場があること」が74.4%で最も多く、次いで「家事や育児を夫婦で協力する意識が高まること」が60.5%、「結婚に関する費用の支援」が44.2%となっています。

【希望している人が結婚しやすくするために必要なこと】

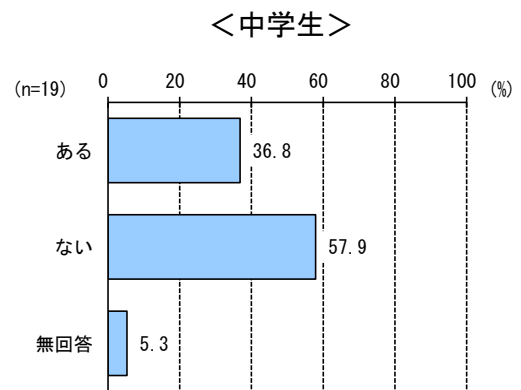
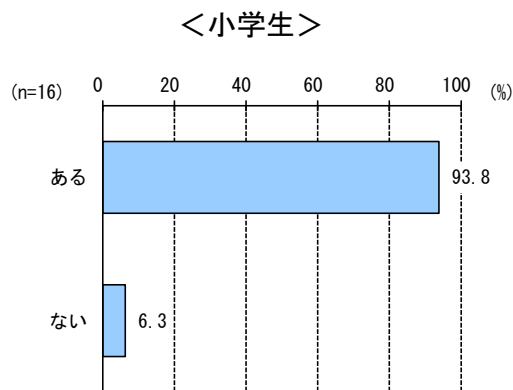


⑤将来のことについて

将来の夢や、やりたい職業について、小学生では「ある」が93.8%、「ない」が6.3%となっています。

中学生では「ある」が36.8%、「ない」が57.9%となっています。

【将来の夢や、やりたい職業】

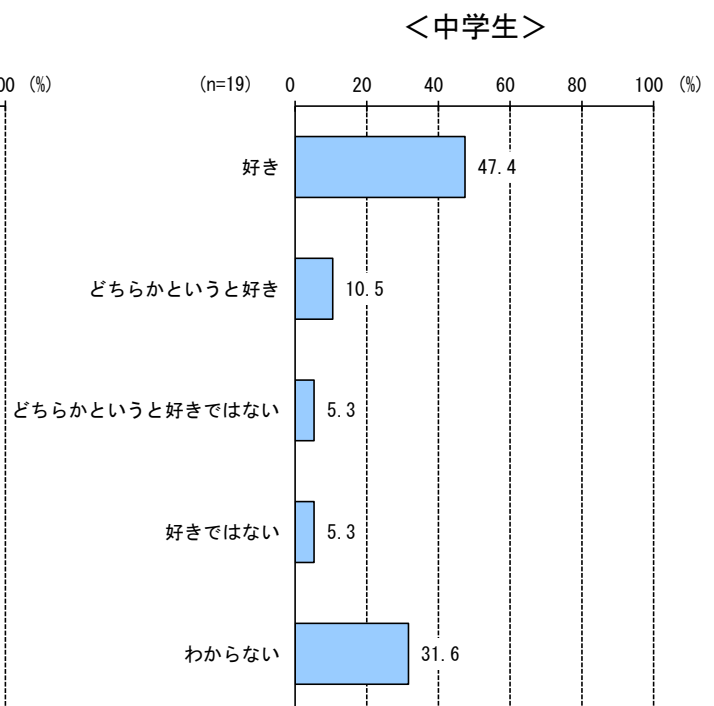
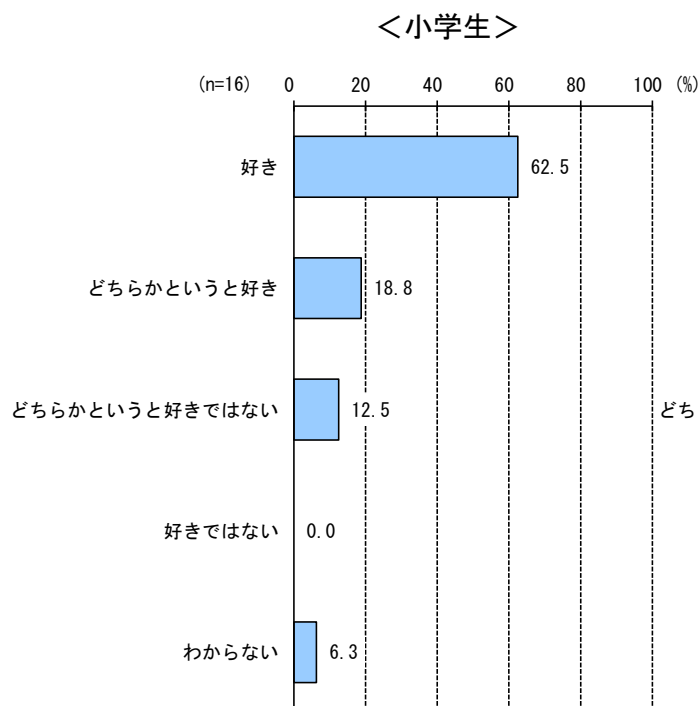


⑤上勝町のことについて

上勝町が好きかについて、小学生では「好き」が62.5%で最も多く、次いで「どちらかという好き」が18.8%、「どちらかという好きではない」が12.5%となっています。

中学生では「好き」が47.4%で最も多く、次いで「わからない」が31.6%、「どちらかという好き」が10.5%となっています。

【上勝町が好きか】

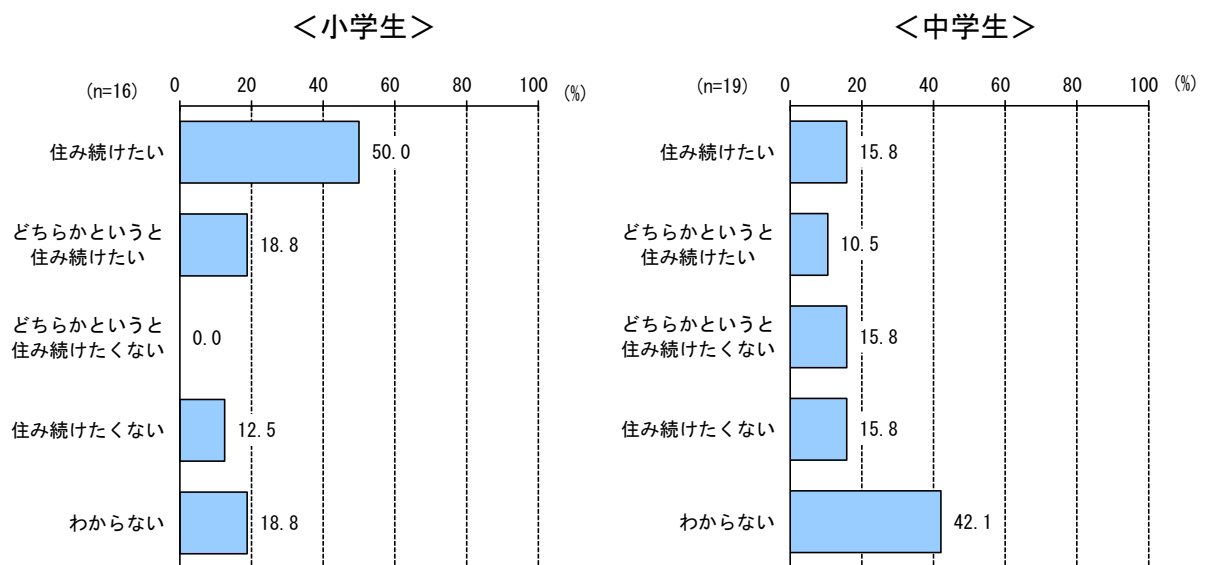


上勝町に住みたいと思うかについて、小学生では「住みたい」が50.0%で最も多く、次いで「どちらかというに住みたい」「わからない」が18.8%、「住みたくない」が12.5%となっています。

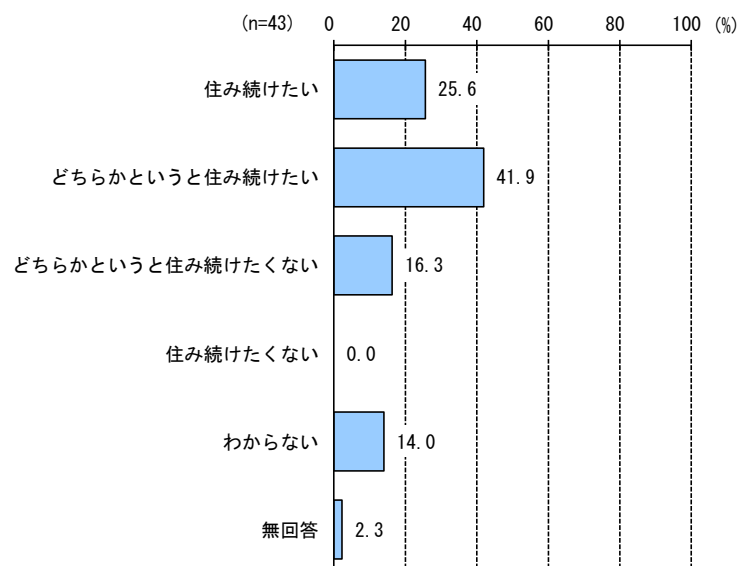
中学生では「わからない」が42.1%で最も多く、次いで「住みたい」「どちらかというに住みたくない」「住みたくない」が15.8%、「どちらかというに住みたい」が10.5%となっています。

若者世代では「どちらかというに住みたい」が41.9%で最も多く、次いで「住みたい」が25.6%、「どちらかというに住みたくない」が16.3%となっています。

【上勝町に住みたいと思うか】



＜若者世代＞



(5) 調査結果のまとめ

① こどもの育ちをめぐる環境について

「日常的に祖父母などの親族に見てもらえる」と答えた人は、就学前児童の保護者では38.1%、就学児童の保護者では28.6%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族に見てもらえる」と答えた人は、就学前児童の保護者では66.7%、就学児童の保護者では60.7%と、現在は多くの人が親族に見てもらえている環境にあります。

② 保護者の就労状況、育児休業取得状況について

母親の就労状況について、「フルタイム」が就学前児童の母親は76.2%、就学児童の母親は57.1%となっており、保育園や放課後児童クラブの需要が多いと推察されます。

育児休業の取得状況については、母親は「取得した（取得中である）」が66.7%となっている一方、父親は「取得しなかった」が81.0%と多数を占めており、父親の育児休暇取得が進んでいません。

③ 小学校での放課後の過ごし方について

放課後児童クラブの利用希望について、「利用したい」が71.4%となっており、母親の就労率の上昇などから、放課後児童クラブの利用希望者は今後も多くの割合を占めると予測されます。

④ 子育て支援について

子育ての環境や支援への満足度について、就学前児童の保護者は「3」が47.6%で最も多くなっていますが、就学児童の保護者では比較的高い「4」と最も高い「5」を合わせた割合が46.4%で半数近くを占めています。最も満足度が低い「1」は1人もいなかったことから、子育ての環境や支援への満足度は比較的高いといえます。

⑤ こどもたちは自分のことが好きか

自分のことが好きかについて、「好き」と「だいたい好き」の合計が、小学生は81.3%、中学生は73.7%となっており、比較的自己肯定感が高いといえます。

⑥ 上勝町に住み続けたいと思うか

上勝町に住み続けたいと思うかについて、「住み続けたい」と「どちらかというに住み続けたい」の合計が、小学生は68.8%、中学生は26.3%、若者世代は67.5%となっています。中学生は割合が低いですが、若者世代では割合が高くなり、まちづくりを支える人材となっている様子が伺えます。

5. 小・中学生ワークショップの結果

(1) 実施概要

本計画を策定するにあたって、令和5年4月に施行された「こども基本法」において、施策の対象となるこどもや、子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが定められました。これを受けて本町では、小・中学生を対象としたワークショップを開催しました。

	上勝小学校	上勝中学校
(1) 日時	令和6年10月28日(月) 14時40分～15時30分(50分)	令和6年9月3日(火) 14時20分～15時10分(50分)
(2) 参加者	小学4年から小学6年生 15名	中学1年から中学3年生 22名

(2) ワークショップ概要

① 上勝小学校

◇テーマ：「上勝町で、放課後・休日にしてみたいこと」

質問1 放課後や休日に①どんな場所で②どんなことをして過ごすのが楽しいか

質問2 これから、放課後や休日に、上勝町でどんなことをしてみたいか

質問3 質問2で答えてくれたことをするために、どんな準備が必要だと思うか

◇まとめ

放課後や休日には外で野球やサッカーなどのスポーツや、鬼ごっこやかくれんぼなどの外遊びをしたいという声が多く集まりました。そのために、広場や公園があったらいいという意見が出ました。また、図書館や室内の遊び場を求める声もありました。

～～上勝小学校6年生と一緒に、ワークショップ結果をとりまとめました～～

上勝小学校ワークショップで出てきた沢山の意見について、小学6年生の皆さんと町職員が協力して、とりまとめを行いました。小学6年生の皆さんは、「みんなで遊べる公園が欲しい」という意見に着目し、本町にどのような公園があったら良いか、検討していきました。

◇まとめ

すべり台やのぼり棒、ターザンロープ、ブランコといった様々な遊具や、自動販売機、トイレといった快適に遊ぶために必要なもの・施設等を求める声がありました。また、どうやって山登りしたら良いかわからないという意見から、こどもでも登れるような登山道が欲しいという意見もありました。

こどもたちがみんなで楽しく安全に遊べるような遊びの場の整備について、今後も小学6年生の皆さんと継続して検討していきたいと思います。

② 上勝中学校

◇テーマ：「わたしたちにとって住みやすい町」

質問1 上勝町の好きな場所や、気に入っているところについて、皆さんの想いを教えてください。

質問2 上勝町で危ないと感じる場所や困っていることについて、皆さんの想いを教えてください。

質問3 上勝町がもっと「住みやすい町」になるための工夫を書き出してみよう！

◇まとめ

上勝町の好きな場所や気に入っているところは、自然が豊かで水がきれい、野生動物がいるといった意見が出ましたが、危ないと感じるのも山や野生動物という意見でした。

困っていることでは、商業施設が少ないという声もありましたが、道路に関する意見が多く出されています。

「住みやすい町」になるための工夫として、道路の整備や拡幅、公園の整備、病院や商業施設の誘致という意見が集まりました。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、すべてのこどもはその生命と人権が尊重されなければなりません。こどもは、家族の一員としてかけがえのない存在であり、これからの社会を担う力として大切な存在です。こども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、すべての住民に共通する願いでもあります。

子育て家庭やこどもの育ちをめぐる環境は、共働き家庭の増加や兄弟姉妹の数の減少、地域とのつながりの希薄化など変化してきています。地域や社会が保護者に寄り添い、親が親として成長し、喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、子育ての負担や不安を和らげるような支援が必要です。

第2期計画では、こどもが健やかに成長し、子育てに喜びや楽しみを実感し、安心してこどもを産み育てることができるまちづくりを目指して“子育てしたいまち、こどもをはぐくむまち”を基本理念に掲げ、こどもが健やかに育つ家庭環境と、子育て支援の様々な取組を通じて、地域のふれあいの中で、こどもがのびのびと育つまちの実現に向け、各種施策に取り組んできました。本計画においても、第2期計画との連続性並びに整合性を維持するために、この基本理念を継承することとします。

また、「子ども・子育て支援法」や基本指針に基づき、親が子育ての第一義的責任を有するというを基本的認識とします。そして、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるとともに、地域みんなで子育てを支えることによって、こどもが心身ともに健やかに成長できる社会を目指すものとします。

子育て支援については「人づくり」の根幹をなすものであり、人口増加を目指して子育て世代の定住・移住を促進し、出産から就学前までの子育て支援を徹底して行います。

基本理念

“子育てしたいまち、こどもをはぐくむまち”

2. 計画の基本目標

本計画では、既存計画との整合性を図りつつ、基本理念の“子育てしたいまち、こどもをはぐくむまち”を実現するため、次の6つを基本目標として総合的に施策を推進します。

基本目標1 こどもの権利を大切にします

すべてのこども・若者は、生まれながらにして権利の主体であり、その生命と人権が尊重されなければなりません。一人ひとりの人権、人格を尊重し、その存在や意思が大切にされ、自らの持てる力を発揮し、のびのびと成長することができるよう、権利を擁護します。

基本目標2 こどもの健やかな育ちを支えます

すべてのこども・若者が、安全に安心して過ごすことができるよう、地域において教育や多様な自然体験学習等の機会を提供し、健全に成長することができるよう、社会全体で支えていきます。遊びを通じてこどもの成長を促すため、公園・公民館・図書館等の複合型交流施設等の整備を検討します。

また、こども・若者の良好な成育環境を保障するため、いじめ、不登校、ひきこもり等のこどもへの支援や、障害児のニーズに応じた支援を推進します。

基本目標3 困難な環境にあるこどもを支援します

すべてのこども・若者が幸せに成長できるよう、貧困やヤングケアラーなどの状況にある家庭の課題や個別ニーズに対応した支援を進めます。貧困と格差の解消、貧困の連鎖を防ぎ、ヤングケアラーなどの困難な環境にあるこども・若者を早期に把握し、必要な支援を届けて行きます。

基本目標4 社会的養育を推進します

保護者による児童虐待等の早期発見のため、関係機関と連携して情報共有を行うとともに、住民へ虐待発見時の通報義務の周知徹底を図ります。

また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援の実施や、任意団体によるネットワークと保護者をつなぐことで、地域全体でこども・若者を養育していきます。

基本目標5 結婚、妊娠、出産の希望が叶う環境をつくります

結婚、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行うために、世代間交流を通じて次世代の親となるこども・若者を育成し、妊娠から出産後までの健康面のフォローや育児相談、子育て支援事業の充実を図ります。

基本目標6 子育て支援を充実します

出産を経済的理由から諦めることなく、地域のサポートを受けながら、こどもを健やかに産み育てられるよう、すべての子育て家庭に配慮した施策を推進します。

経済的な不安や子育て中の孤立、仕事との両立を支援し、安心して子育てができるまちづくりを進めます。

3. 計画の施策体系

基本理念	“子育てしたいまち、子どもをはぐくむまち”
基本目標	基本施策
基本目標 1 こどもの権利を大切にします	こどもの権利擁護
基本目標 2 こどもの健やかな育ちを支えます	家庭や地域の教育力の向上 こどもの健全育成 相談援助体制の確立 障害児施策の充実
基本目標 3 困難な環境にある子どもを支援します	こどもの貧困対策 ヤングケアラー対策
基本目標 4 社会的養育を推進します	児童虐待防止対策の充実 子育て支援のネットワークづくり
基本目標 5 結婚、妊娠、出産の希望が叶う環境をつくれます	若者のライフデザイン実現への支援 次代の親の育成 こどもや母親の健康の確保 地域における子育て支援サービスの充実
基本目標 6 子育て支援を充実します	子育て家庭への経済的支援の充実 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し ひとり親家庭等の自立支援の推進

第4章 計画の基本施策と取組

基本目標1. こどもの権利を大切にします

基本施策（1-1） こどもの権利擁護

こども・若者の生命と人権、人格を尊重し、その存在や意思が大切にされ、自らの持てる力を発揮し、のびのびと成長することができるよう、こども・若者の権利を大切にします。

また、こども・若者の持つ意見を尊重し、その意見を自由に表明できる社会をつくります。

具体的事業

No.	事業名	取組内容	担当課
1	こどもの権利擁護	こどもは、一人ひとりが人格を持ち、それぞれの人生を幸せに生きる権利を持っています。 こども一人ひとりの人権、人格が尊重され、その存在や意思を大切にされ、守られた環境の下、自らの持てる力を発揮し、のびのびと成長することができるよう、各種教室等で啓発を行います。	住民課
2	こどもの意見表明 (新規)	こども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、権利の主体として尊重され、安心して意見を表明し、その意見が尊重される機会を持つことができるよう、自由に意見を表明しやすい環境を整備します。	住民課 教育委員会

基本目標２．こどもの健やかな育ちを支えます

基本施策（２－１） 家庭や地域の教育力の向上

こどもを地域全体で育てるためには、学校、家庭、地域が連携して教育力を総合的に高める必要があります。

地域や関係団体等が連携し、ボランティア活動やスポーツ活動、こども会活動等の機会を通じて、こどもが個性豊かに「生きる力」を伸ばせるよう支援します。

具体的事業

No.	事業名	取組内容	担当課
3	地域の子育て支援の拠点としての保育園の活用	保育園、学校等が、地域における子育て支援の拠点としての役割を果たし、また、こどもの居場所づくりを推進していく意味においても、その施設や機能の十分な活用を進めます。 未就園児が少なく、子育て支援センター利用者が減少していますが、日々の園庭開放と絵本の貸し出し等を通じ、子育て支援拠点として活用できるよう、機能の充実を図っていきます。	住民課
4	家庭教育の充実	家庭の教育力を向上させ、健やかなこどもを育てることができるよう、発達段階に応じた家庭教育に関する学習の機会や情報の共有、親同士の交流を図る機会を提供します。 教育委員会においては、小学生、中学生が放課後無料で参加できる公営塾「アララギ学習会」を実施し、教科内容を復習することにより全体的な学力の底上げを行っていきます。	住民課 教育委員会
5	文化・芸術、スポーツ活動の振興	こどもの感性を磨き、運動能力の向上を図るため各種行事を通して、文化・芸術、スポーツの振興を図ります。	教育委員会
6	自然体験学習等の推進	大学生や地域の人との関わりの中で、「生きる力」を育む自然体験学習等の取組を進めます。	各課
7	こどもの遊び場づくり（新規）	こどもたちが自然とふれあい、五感を使って遊ぶことができる遊び場を作ります。 遊びを通じて様々な体験をすることで、こどもの身体的、精神的、社会的な成長を促します。 あらゆる方に開かれた場を作ることで、世代間交流の機会を創出し、こどもの育ちを地域全体で支える環境を整備します。	各課
8	公園・公民館・図書館等の複合型交流施設等の整備（新規）	こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会の創出のため、公園や公民館、図書館等の複合型交流施設等を整備します。 新設やリニューアル整備等に併せ、地域ニーズを把握した上で、ベビーシート・ベビーチェア等を備えた多目的トイレの整備、バリアフリー改修等を行います。 また、インクルーシブ遊具等を設置し、遊具等の定期的な点検及び修理を行うことで、誰もが安心して利用できる環境を整備します。	各課

基本施策（２－２） こどもの健全育成

こどもを交通事故から守るため警察・保育園・学校・民間団体等が連携・協力し、総合的な交通事故防止対策を推進します。また、犯罪に関する情報の提供、関係機関との情報交換やパトロール活動の推進、防犯講習の実施、防犯ボランティア活動の支援等を行います。

幼児期の異年齢集団による「群れ遊び」は、こどもの心身の発達や社会性を育む土台となる重要な体験です。そして、学童期・思春期において、人間関係の広がりや多様な経験、他世代との交流、居場所の存在などは、こどもから大人へ成長する上で重要な要素です。

こどもが、放課後や週末、長期休日等において、学校等の教育施設、地域の自然環境や人的資源を活用して、自主的に参加し、自由に遊べ、地域の様々な人達と交流できる居場所づくりを進めます。

具体的事業

No.	事業名	取組内容	担当課
9	安全・安心対策の充実	交通事故防止等の安全対策や、防犯や犯罪被害防止の取組や情報提供に努めるとともに、地域での見守り体制を確立していきます。	教育委員会 総務課等
10	地域でのこどもの健全育成	地域の自然や文化、子育て世帯と地域とをつなげる、子育て世帯の交流事業を行っている団体へ、「上勝町人材確保育成事業補助金」を交付し、地域ぐるみでこどもの健全育成に取り組んでいます。 また、こども向けに理学療法士による運動能力を高めるための運動教室を実施しています。	住民課 教育委員会
11	ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)の安全利用	ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)の安全な使用方法を伝え、思わぬ犯罪に巻き込まれることがないよう、啓発活動を行います。	住民課 教育委員会

基本施策（２－３） 相談援助体制の確立

思春期は、こどもから大人になる転換期であり、心や身体の健康問題が、生涯の健康に影響することも指摘されています。

これらについて、正しい知識の普及を図るとともに、不安を持ったこどもが安心して相談できるよう相談体制の充実を図ります。

具体的事業

No.	事業名	取組内容	担当課
12	こどものための相談援助体制の確立	こどもの悩みや心の問題に適切に対応し、健やかな成長をサポートするため、各種相談事業等での連携を図り、こどものために上勝町こども家庭センターを設置し、こども宛てに相談窓口がわかるチラシ等を配布し、相談事業を周知しています。	住民課
13	不登校のこどもへの支援	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、児童生徒、保護者及び教職員の相談に対応します。 不登校のこどもと保護者の孤立防止を図るため、地域の民間団体等と連携して多様な体験・交流活動を通じたこどもの成長機会の充実を図ります。	住民課 教育委員会

基本施策（２－４） 障害児施策の充実

障害児の自立や社会参加に向け、乳幼児期から社会人への移行期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じた福祉サービスや早期発見、相談体制の充実が求められています。

障害の有無によって分け隔てられることなく、町民すべてが相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を図り、障害児が自分らしく暮らしていけるよう、障害児の健全な発達を支援します。

具体的事業

No.	事業名	取組内容	担当課
14	障害児への支援	乳幼児健診等を通じ、障害や障害の原因となる疾病等の早期発見及び治療、療育の推進を図るための体制づくりに努めています。 個々の能力に応じた支援を行うため、小中学校に特別支援教育支援員を配置し、授業における教示や支持の補完・補充、授業の準備や後片付けの援助等を行っています。 また、勝浦郡教育支援委員会、勝浦郡地域特別支援連携協議会等において、関係機関と連携する支援体制を構築しています。 障害者の自立支援について協議するため、協議会を3か月に一度開催しています。	住民課 教育委員会

No.	事業名	取組内容	担当課
15	相談支援ファイルの活用	こども及び保護者等が、療育や保育、教育関係者、保健師等の福祉関係者等とともに、相談支援ファイルの作成・評価を継続していくことで、一貫性のある支援が受けられます。 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して情報を共有化し、一貫性のある継続した相談支援体制を整備するとともに、相談支援ファイルを活用することで、こども及び保護者等の相談やニーズに応える支援体制を確立していきます。	住民課 教育委員会

基本目標３．困難な環境にあるこどもを支援します

基本施策（３－１） こどもの貧困対策

生活が困窮している家庭に対して、生活や子育て、医療等に必要な資金の助成、貸付等の経済的支援を行っていますが、より多くの困窮世帯を支援できるよう、周知・啓発に引き続き取り組む必要があります。

具体的事業

No.	事業名	取組内容	担当課
16	こどもの貧困の解消に向けた対策	生活困窮者や生活保護受給者に対し、ハローワーク及び社会福祉協議会と連携し、支援を行います。 町が実施する無償の公営塾により、基礎学力の定着を図るとともに、すべてのこどもが平等に学習の機会を得ることができるように支援します。 こどもの養育や、基本的な生活習慣の改善等に関する相談支援等の取組を推進します。	住民課 教育委員会

基本施策（３－２） ヤングケアラー対策

障害や病気のある家族やきょうだいの介護や、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるヤングケアラーについて、学校等と連携し、児童・生徒の些細な変化から早期発見し、寄り添える体制整備を進め、すべてのこどもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう支援していきます。

具体的事業

No.	事業名	取組内容	担当課
17	ヤングケアラーへの支援（新規）	学校等と連携し、児童・生徒の些細な変化からヤングケアラーの早期発見、寄り添い支援を進めています。 潜在化しやすく、支援が届きにくい状況となっているヤングケアラーについて「ヤングケアラー支援マニュアル」に基づき、こども家庭センター、福祉、介護、医療、教育等の関係機関が連携し、様々な課題を抱えるこどもと家庭に寄り添った支援を実施します。	住民課 教育委員会

基本目標 4. 社会的養育を推進します

基本施策（4-1） 児童虐待防止対策の充実

こどもへの虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、社会的自立を促進するため、未然防止から早期発見、早期対応、保護、指導に至るまで、各段階において総合的な支援を進めます。

具体的事業

No.	事業名	取組内容	担当課
18	要保護児童対策協議会の設置	乳幼児の育ちに関する相談に対応し、子育てに関する教室を定期的を開催することで、育児不安等の解消を図っています。 虐待等の早期発見のため、保育園、小中学校、社会福祉協議会、放課後児童クラブ等と連携し、定期的な情報共有を行うほか、住民に対して町広報誌等を通じ、虐待発見時の通報義務の周知徹底を図っています。	住民課
19	児童委員、主任児童委員活動の充実	民生委員児童委員協議会を2か月に一度開催し、地域における児童や保護者の相談役、子育て支援のリーダーとしての機能が十分果たされるよう、活動を支援しています。 保育園・小中学校への訪問、夏祭りの補導、彩保育園クリスマス会への参加など、関係機関と連携することで、地域のこどもたちの見守り体制を強化しています。	住民課

【民生・児童委員の状況の推移】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1人あたり担当世帯数 ^{*1} （世帯）	70	69	68	67	65
民生委員・児童委員数（人） ※うち主任児童委員2人	13	13	13	13	13
男性委員数（人）	2	2	2	3	3
女性委員数（人）	11	11	11	10	10

*1：1人あたり担当世帯数は民生委員11人により算出
出典：住民課、各年11月30日現在

基本施策（４－２） 子育て支援のネットワークづくり

地域における子育て支援の基盤となる地域子育て支援センター、子育てサークル、民生委員・児童委員等の社会資源の活用を図り、身近な地域で日常的な子育てを支援する体制の充実を図ります。

また、子育て関連の情報を交換する子育てサークル等の活動の場づくりを進めるとともに、子育てサークル相互の交流やネットワークの形成を促進し、子育てをしている母親等の子育て不安の解消を図ります。

具体的事業

No.	事業名	取組内容	担当課
20	妊娠・子育て家庭への伴走型 相談支援と経済的支援の一体的 実施	妊娠期から子育て期にわたる、切れ目ない支援を提供することを目的に、妊産婦の心身のケアや育児サポート等を行い、安心して子育てができる体制を整備します。 具体的には、出産・育児の見通しを立てるために、妊娠届出時、妊娠8か月時、出生届出後にアンケートや保健師による面談を行い、情報提供や相談に応じています。また、産後1年未満の妊産婦等に対し、助産師や作業療法士による集団教室及び個別相談を行っています。 さらに、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援として妊娠届出者へ5万円、出生届出者へ5万円を給付しています。	住民課
21	子育て支援ネットワークづくり 人材の育成・活用	保護者等の任意団体にてネットワークが構築されており、子育てに関する情報等の交換が行われています。 地域における子育て支援サービスや、様々な子育てに関する情報、社会資源が相互に連携し、有効に機能するよう、個人と保護者等の任意団体をつなぎ、個人がネットワークに参加することを促す役割を担います。	住民課
22	地域子育て支援センターの機能 充実	未就園児が少なく、子育て支援センター利用者が少なくなっていますが、園庭開放と絵本の貸し出し等を行い、子育て支援拠点として活用できるよう、機能の充実を図っていきます。	住民課
23	利用者支援事業	令和6年4月1日より「子育て世帯包括支援センター」と「上勝町子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、「上勝町こども家庭センター」を開設し、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ない相談支援を実施しています。 今後、どのような相談窓口が利用しやすいか等の検討を進め、利便性の向上を図ります。	住民課

基本目標５．結婚、妊娠、出産の希望が叶う環境をつくります

基本施策（５－１） 若者のライフデザイン実現への支援

結婚を望む方の思いを叶えるため、多様な出会いの機会を創出するとともに、結婚支援の取組を促進します。

具体的事業

No.	事業名	取組内容	担当課
24	婚活イベント・結婚相談の実施	イベント等の開催により、新たな出会いや交流の場を創出します。結婚を望まれている方が幸せな家庭を築くことができるよう、結婚相手の紹介や相談活動を行っています。	教育委員会
25	結婚新生活に関する経済的支援	結婚新生活を支援するため、結婚を機に取得した住宅の購入や住宅賃借費用、引越にかかる費用を助成します。	住民課

基本施策（５－２） 次代の親の育成

乳幼児とふれあったり、こどもの世話をしたりする機会のないまま親になる人の増加が指摘されています。このため、男女が協力して家庭を築くことや、こどもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携して効果的な取組を推進することが求められています。

若者が自立して家庭を持てるよう、若者に対し子育てに伴う喜びが実感されるよう意識啓発を積極的に行います。

具体的事業

No.	事業名	取組内容	担当課
26	世代間交流事業	地域のこども・若者の自主的な活動の活性化を目指し、地域、保育園、学校等が相互連携して、保育園と小学校ではいも掘り、中学校ではGXフェスティバルなどの交流事業が行われています。 保育園、放課後児童クラブでは、夏休み期間中に中学生ボランティアを受け入れており、乳幼児とふれあったり、こどもの世話をする機会を設けています。 保育園、放課後児童クラブにおいて、毎年1月の七草の日に七草がゆを食べる行事等を行い、伝統や文化に触れる機会を設けています。 高齢者教室や介護予防の教室等、高齢者の生きがいづくりと、社会参加を推進する事業を行っており、今後もこどもたちと交流する機会の創出を図ります。	住民課 教育委員会
27	子育てサークル活動支援	地域の保護者が任意団体を設立し、親子で参加できるイベントを定期的に企画し、自主的な活動が行われています。 こうした活動が活発に行われるよう、活動の支援を行っています。	住民課 教育委員会

基本施策（５－３） こどもや母親の健康の確保

妊娠・出産期において、母親の心身の健康を保持するとともに、安心して妊娠、出産できる環境を確保し、育児支援を進める必要があります。

近年、ライフスタイルの変化とともにこどもを取り巻く食生活も変化しており、偏った栄養摂取や朝食欠食などがみられています。幼少期の食事は、将来の健康状態に影響を与える可能性も懸念されており、乳幼児期からの健全な食習慣の理解と定着を図ります。

また、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくりの体験活動等を進めます。

思春期は、こどもから大人になる転換期であり、心や身体の健康問題が、生涯の健康に影響することも指摘されています。

これらについて、正しい知識の普及を図るとともに、不安を持ったこどもが安心して相談できるよう相談体制の充実を図ります。

具体的事業

No.	事業名	取組内容	担当課
28	妊婦一般健康診査の実施	妊婦一般健康診査(医療機関委託)を通じて妊娠期の健康管理を行い、また、必要に応じて妊産婦の相談を行いました。 妊婦一般健康診査は1人あたり最大14回分の公費助成を行っています。 令和5年度からは産婦健康診査(1人あたり最大2回分)の公費助成を開始しました。	住民課
29	こんにちは赤ちゃん事業 (乳児全戸訪問事業)	保健師、助産師、作業療法士等が生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行っています。 支援が必要な家庭に対して、適切なサービス提供につなげられる体制が整っています。	住民課
30	乳幼児健康診査	乳幼児の健康の保持、増進を目的に、0～5歳児を対象に、年に5回程度実施しています。 多職種(医師・歯科医師・作業療法士・言語聴覚士・歯科衛生士・栄養士・保育士・保健師等)が関わる充実した健診と、健診後のフォロー体制が整備できています。	住民課
31	育児相談	主に乳幼児健診でフォローが必要となったこどもと保護者を対象に、保護者の育児不安の軽減や、乳幼児の健全な育成環境の確保を図ることを目的に月2回程度、作業療法士、保健師等が個別相談を行っています。 保育園とも連携を取り、早期相談につながっているケースもあります。	住民課

No.	事業名	取組内容	担当課
32	上勝いんどりベビー教室	こどもの育ちに関する学習や、保護者同士が交流する教室であり、保健師、作業療法士、助産師、歯科衛生士が参画し、毎月1回実施しています。 教室の後は育児相談の場としても活用されています。 新型コロナウイルスの感染拡大により令和2年度と3年度はリモートによる教室も開催しました。	住民課
33	上勝いんどりキッズ教室	1歳6か月児健康診査受診児及び保護者を対象に、健診1か月後に「1歳6か月児健康診査フォロー教室」を実施し、作業療法士や保育士からコミュニケーションや社会性を育てる関わり等について情報提供を行っています。 長期休暇中、将来の生活習慣病予防を目的に、小学生を対象とした料理教室を開催しています。	住民課
34	予防接種	接種対象者に定期予防接種の案内や、感染予防に関する啓発を行い、病気の発生や蔓延の予防に努めています。 また、未接種者には勧奨通知を送付し、接種を促しています。	住民課
35	産後ケア事業	産後ケアを必要とする退院直後の母子に対して、助産師、保健師または看護師等が心身のケアや育児のサポート等を行います。	住民課
36	妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して、面談やその他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。	住民課
37	小中学生の生活習慣病予防事業	小中学校の内科検診時に、希望者に対して血液検査・血圧測定を実施し、6月～8月頃に小中学校での保護者面談の機会に結果説明を行っています。 また、小中学生の健康課題をもとに、生活習慣病予防教室を開催しています。	住民課
38	その他各種健康教室等	いんどり遊びの広場事業の中で、口腔機能発達に関する情報提供や親子同士の交流を行う「ぱくぱくパン教室」(乳幼児対象)や、栄養士による発達に合った離乳食の作り方や食材の選び方等の情報を提供する「離乳食教室」(乳児対象)などを実施しています。	住民課

No.	事業名	取組内容	担当課
39	食育の推進	健康な体づくりの基本となる「食」について、栄養バランスのとれた食事を摂り、望ましい食習慣を身につけるため、保育園や学校等にて食育に取り組むとともに、家庭や地域でも取組が行われるよう、食育の普及・啓発に努めています。 具体的には、将来の生活習慣病の予防を目的に、小学生の料理教室や、小中学生の生活習慣病予防事業の開催、保育園や学童、小中学校等と連携した取組を行っています。 中学校卒業後は親元を離れて過ごすことも多いため、中学校を卒業するまでには基本的な食習慣を身につけておく必要があります。	住民課 教育委員会
40	思春期保健の充実	自分の体についての関心を高め、自らの意思により行動できる力と、性に関する正しい知識を身につけ、次世代の親となるための十分な知識を養えるようにしています。 令和元年度に、中学生と乳幼児、保護者が交流する教室を開催しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年度以降開催できていないため、今後の事業化について再検討する必要があります。	住民課

【母子保健事業の利用の推移】

事業名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子健康手帳	交付数（件）	7	9	5	4	5
妊婦一般健康 診査	受診者数（人）	7	7	9	7	5
	受診者数（人回）	73	51	50	52	50
新生児聴覚検査	対象者数（人）	5	5	7	4	5
	受診者数（人）	5	5	7	4	5
	受診率（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
乳児一般健康 診査	受診者数（人）	6	6	5	7	5
	受診者数（人回）	6	6	5	6	5
乳幼児集団健康 診査	対象者数（人）	54	51	44	52	35
	受診者数（人）	51	47	35	44	35
	受診率（％）	94.4	92.2	79.5	84.6	100.0

出典：地域保健・健康増進事業報告

基本施策（５－４） 地域における子育て支援サービスの充実

かつての地域社会では、こどもを育てることは親だけでなくすべての大人の責務でした。

こどもが地域との関わりの中で、健やかに生まれ育つことができる総合的な子育て支援サービスの充実を図ります。

認可保育園で行われている通常保育事業に加えて、乳児保育の充実や保護者の就労形態とこどもの状況に応じた多様な保育体制の整備（延長保育、一時預かり等）を進めます。

具体的事業

No.	事業名	取組内容	担当課
41	一時保育事業の充実	就労家庭の増加により、通常保育利用者が増えたことに伴い、一時保育利用者は減少傾向にありますが、今後も一時的な保育ニーズに対応できるよう、一時保育事業の充実を図ります。	住民課
42	放課後児童健全育成事業の充実	保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童を対象に、小学校の放課後等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ります。 放課後児童クラブは、利用したい児童全員を受け入れ、待機児童が発生することなく事業を継続しています。 障害児受入推進事業、障害児受入強化推進事業により、放課後児童支援員及び補助員を4名配置し、障害児の受け入れ体制を維持しています。	住民課
43	学童保育施設等の整備	こどもが心身ともに健やかに成長できる環境を整備するため、学童保育施設の改築、移転等、保育環境の整備に努めます。 老朽化した施設の整備やトイレの環境改善、空調の設置や改修等を行い、こどもに安全で快適な保育環境を提供します。 こどもの運動量増加を目指すため、屋外に遊具等を設置し、こどもが屋外で遊ぶことができる環境を整備します。	住民課
44	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)	保護者の疾病や、出張・残業等の事由、育児疲れや育児不安等の解消、その他社会的事由により、夜間・または短期間の間、一時的に家庭における養育が困難になる場合に、児童養護施設等において、短期間、こどもを預かることにより、子育て支援を行うサービスですが、令和2年度以降の利用は発生していません。今後も急な利用に備え、各施設と契約の締結を継続していきます。	住民課

No.	事業名	取組内容	担当課
45	病児・病後児保育事業	乳幼児、または小学校に就学している児童が、病氣中や病氣回復期にあり、保護者が就労等で家庭で保育ができない場合に、医療機関等の専用スペースで一時的に預かることにより、子育てを支援するサービスです。 令和4年度より、病児保育事業の広域利用に関する協定を締結し、町外の病児保育事業の利用が可能となったことから、町広報等を活用し、事業の周知に努めます。	住民課
46	ファミリー・サポート・センター事業	保護者が疾病の時の養育や、保育園・小学校の送迎など、子育て支援を依頼したい人と、子育て支援を行いたい人がそれぞれ登録し、子育てニーズに対応するサービスです。 利用件数が減少傾向にありますが、令和6年度より、依頼会員の利用料金を1時間あたり500円にし、より利用しやすくするファミリー・サポート・センター利用補助金を開始しました。 引き続き、町広報等を活用し、事業の周知に努めます。	住民課
47	乳児等通園支援事業（新規）	0歳6か月～2歳児が保護者の就労要件を問わず、保育所等で保育を受けられる制度です。	住民課
48	子育て世帯訪問支援事業（新規）	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを聞き、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。	住民課
49	つどいの広場事業	子育て世帯の孤立を予防する目的で、令和4年度から、2歳までの乳幼児と保護者を対象とした、つどいの場を提供しています。 保健師等専門職種を配置し、交流の場だけでなく、気軽に育児相談も行える場として、外出する機会を創出し、孤立防止にもつながっています。	住民課
50	子育て支援に関する情報提供の充実	町広報誌等を通じて、子育て支援に関するサービスや情報を適切に提供しています。 町の子育て支援の内容をまとめた冊子を子育て世帯に配布し、必要な情報を届けるよう努めています。 未就学児をもつ保護者と妊婦の方全員に「上勝町母子公式LINE」の登録をお願いし、登録者には育児教室の案内やニュースレターの配信、各種相談の受付を行っています。	住民課

No.	事業名	取組内容	担当課
51	通常保育の充実	保育を必要とする3号認定のこどもが増加傾向にありますが、待機児童を出すことなく事業を継続できています。 町内には幼稚園がないため、町外の幼稚園を広域で利用する方は1号で認定します。	住民課
52	延長保育の実施	7時から18時までの11時間通常保育後の、18時から18時半までの30分間を延長保育として実施しており、保護者の負担が発生しないよう、保育園と委託契約しています。 延長保育は毎月平均5名以上の利用があり、今後も継続実施が必要な事業です。 なお、18時半以降の利用は時間外保育とし、保護者から500円ご負担いただいています。	住民課
53	保育園のサービス向上	保育指針の趣旨を踏まえた自己評価を個々の保育士で行い、保育計画の見直しを行う機会を確保し、保育士の研修による資質の向上を図っています。 令和2年度に彩保育園園舎改修工事を行い、令和5年度には、バス車内置き去り防止安全支援装置をスクールバスに取り付け、保育施設の整備等、保育サービスの質の向上に努めています。	住民課
54	保育所等の整備	こどもが安全かつ快適に過ごすことができる環境を整備するため、老朽化した施設の整備やトイレの環境改善、空調の設置及び改修、バリアフリー改修等を行います。 こどもがのびのびと遊ぶことができる環境を整備するため、園庭の整備、遊具、防犯対策設備の設置、定期的な点検及び修理を行います。	住民課

基本目標6. 子育て支援を充実します

基本施策（6-1） 子育て家庭への経済的支援の充実

子育てに要する経費は年々増加しており、子育て家庭の可処分所得を圧迫しています。

出産、子育てにかかる費用については、本来家庭が負担すべきものですが、こどもたちは次代の担い手であり、その子育てコストへの支援については、家庭と社会の役割分担を考慮しながら、医療費、教育費等の経済的支援策を推進することが求められています。

具体的事業

No.	事業名	取組内容	担当課
55	新生児の誕生に関する経済的支援 (出生児祝福金/出生時お祝い記念品)	新生児誕生時に出生児の父母へ祝福金を贈り、出産にかかる費用の経済的負担を緩和しています(第1子 100,000 円、第2子 200,000 円、第3子以後 300,000 円)。 出生届等の手続きに来庁された際に、出産祝福金の手続きを行うことで、すべての対象者に案内できています。	住民課
56	児童の養育に関する経済的支援 (児童手当)	高校生以下のこどものいる子育て家庭の経済的負担を緩和します。3歳未満の児童1人あたり月額 15,000 円(第3子以降は 30,000 円)、3歳以上高校生年代までの児童1人あたり月額 10,000 円(第3子以降は 30,000 円)を保護者に支給します。	住民課
57	医療費の助成	子どもはぐくみ医療費助成事業は、18 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までを対象に、医療費の保険適用分全額及び入院時食事療養費を助成しています。 未熟児養育医療費助成事業は、体重が 2,000g 以下または身体の発達が未熟なまま出生した乳児で、指定医療機関において入院・治療に要した医療費を給付しています。 重度心身障害者等に対する医療費助成事業は、身体障害者手帳1級・2級及び療育手帳A1・A2を所有している人にかかる医療費の保険適用分を全額助成しています。	住民課
58	幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する、3歳から5歳までのすべての児童の利用料を国の制度により無償化しています。また、令和7年9月より0歳から2歳までの児童の利用料についても、無償化とする検討を行っています。	住民課
59	保育園の副食費の免除	町の事業として、保護者から保育所へ支払う3歳から5歳児の副食費(おかずやおやつ等)を、令和元年 10 月1日より免除しています。 なお、保護者の年収が約 360 万円未満相当世帯及び年収が約 360 万円以上の第3子(同一世帯内の小学校就学前)以降の園児の副食費は、国の基準で支払いが免除となっています。	住民課

No.	事業名	取組内容	担当課
60	入学時の経済的支援 (入学祝金)	上勝町立の小学校並びに中学校に入学した児童・生徒の保護者に対し、入学祝金を支給し、入学時の経済的負担を軽減しています。	教育委員会
61	学童保育の保育料の免除	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、申請により「上勝あすなろクラブ」の保育料を免除しています。	住民課
62	児童等転入時の経済的支援 (転入支度金)	小学4年生以下の児童を伴って転入される世帯に引越支度金を支給します。	住民課

【各種手当の利用の推移】

事業名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童手当	対象児童数(人)	86	82	79	87	83
児童扶養手当	受給資格者数(人)	9	7	6	9	10
特別児童扶養手当	受給資格者数(人)	0	0	2	2	2

出典：住民課

基本施策（6-2） 多彩な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

男性を含めたすべての労働者の働き方の見直しを進めるためには、子育てしやすい企業風土、職場環境の整備を促進する必要があります。

このため、関係機関と連携し、年次有給休暇の取得、連続休暇の定着、所定外労働の削減など、労使協調の下に労働時間の短縮を促進します。

また、育児休業制度、介護休業制度、再雇用制度、パートタイム労働法等の法制度に加えて、フレックスタイム制や在宅勤務制などの多様な働き方により、男性も女性も家庭での子育てがしやすくなるよう、普及・啓発を図ります。

具体的事業

No.	事業名	取組内容	担当課
63	事業所への意識啓発 関係機関との連携による推進	次世代の社会を担うこどもは、家庭だけでなく、社会全体で育むものであるという視点に立ち、育児休業や介護休業制度の普及・利用促進や、働き方の見直し、支援のあり方の検討も含めた、子育てにやさしい就労環境の整備について、事業所への啓発に努めます。 子育てと両立しやすい就労環境や、男女共同参画社会の推進についても国・県の関係機関と連携を図り、啓発に努めます。	住民課

No.	事業名	取組内容	担当課
64	男女共同参画社会の推進	男女雇用機会均等法や労働基準法等に関する法律に基づき、就労の場において性別を問わず、その能力が十分活かされるよう、理念の普及・啓発を推進します。 家庭においても、これまでの固定的な役割分担ではなく、家事や育児において、それぞれの家庭に合った役割分担が行われ、子育てが負担となることのないよう推進を図ります。 令和6年度より、徳島県パートナーシップ宣誓制度に参加し、こどもを養育・監護している一方または双方が、性的マイノリティのパートナーである2人が利用できる行政サービスを設定し、子育てにかかる生活上の悩みや、生きづらさの解消につながる取組を行っています。	住民課
65	各種子育て支援サービスの充実、活用	多様化する就労形態に合わせて必要な支援が行えるよう、子育て支援サービスを充実するとともに、サービスが十分に活用され、仕事と子育てが両立しやすくなるよう、周知を図ります。	住民課

基本施策（6-3） ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等が自立した生活を営み、こどもの健やかな成長を妨げることがないように、経済的支援を行うとともに、就業が困難なひとり親家庭等を支援します。また、個々の家庭環境に合った子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図り、きめ細やかな支援を行います。

具体的事業

No.	事業名	取組内容	担当課
66	ひとり親家庭等に対する相談体制の充実	ひとり親家庭等に対する相談援助体制を充実し、ひとり親家庭等の保護者の精神的負担を軽減するなど、子育て支援の充実を図ります。	住民課
67	ひとり親家庭等に対する経済的支援	児童扶養手当の制度について周知を行い、制度の活用により、ひとり親家庭等の経済的安定を図り、自立の促進をします。 児童扶養手当については、令和6年 11 月1日から児童扶養手当法の一部が改正されており、所得限度額及び第3子以降の加算額が引き上げられています。 ひとり親家庭等医療費等助成制度では、ひとり親の入院時の医療費を全額助成しており、令和7年 10 月よりひとり親の通院時の医療費も助成の対象となります。	住民課
68	ひとり親家庭等の自立のための支援	ひとり親家庭等の方の経済的自立を支援し、養育している児童の福祉増進のため、必要に応じて資金の貸付を受けられるよう、母子父子寡婦福祉資金貸付制度について、周知を継続していきます。	住民課

第5章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

本町における「教育・保育の提供区域」については、学校区が1つであることや保育園の利用が町内全域からとなっていることなどを勘案して、**町内全域を1区域として設定**します。なお、この設定に伴い基盤整備を検討する場合にあっても、地域間の供給量の状況、地域内でも特定のエリアに偏在することなく、交通事情にも配慮して、できるだけ柔軟な対応をしていくこととします。

分類	事業名	事業内容	提供区域
教育・保育	教育・保育施設	保育園	町 全 域
	特定地域型保育事業	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、少人数で保育する事業	
地域子ども・子育て支援事業	①時間外保育事業 (延長保育事業)	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育園における通常の開所時間を超えて、保育時間の延長を行う事業	
	②放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、上勝町老人福祉センターを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	
	③子育て短期支援事業 (ショートステイ・ワイルドステイ事業)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業)	
	④地域子育て支援拠点事業	保育園で、子育て中の保護者等の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業	
	⑤一時預かり事業	保育園を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的な負担を軽減する必要がある場合等に、保育園等でこどもを一時的に預かる事業	
	⑥病児・病後児保育事業	児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を提供する事業	
	⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業	
	⑧妊婦健康診査事業	赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっているか等を確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業	
	⑨乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を、保健師・助産師・保育士・民生児童委員などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境等の把握を行う事業	
	⑩養育支援訪問事業	子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図る事業	

分類	事業名	事業内容	提供区域
地域子ども・子育て支援事業	⑪利用者支援事業	こども及び子育て中の保護者が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	町 全 域
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業	
	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業	
	⑭子育て世帯訪問支援事業（新規）	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業	
	⑮児童育成支援拠点事業（新規）	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業	
	⑯親子関係形成支援事業（新規）	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業	
	⑰妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談、その他の援助を行う事業	
	⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）	0歳6か月～2歳児が保護者の就労要件を問わず、保育所等で保育を受けられる制度。令和8年度から本格実施される予定	
	⑲産後ケア事業	誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、産後ケアを必要とする退院直後の母子に対して、助産師、保健師または看護師等が心身のケアや育児のサポート等を行う事業 具体的には、病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施する「宿泊型」、個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施する「デイサービス型」、担当者が利用者の自宅に赴いて実施する「アウトリーチ型」の3つがある	

2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策

(1) 教育・保育の必要性の認定について

「子ども・子育て支援法」では、就学前に教育・保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に基づいて、町が客観的基準により保育の有無や必要量を認定した上で、給付を行う仕組みとなっており、認定区分は次の3つです。

区分	対象	
1号認定	3～5歳	教育を希望するこども（保育の必要性がないこども）
2号認定	3～5歳	保育の必要な事由※に該当するこども（保育を必要とするこども）
3号認定	0～2歳	保育の必要な事由※に該当するこども（保育を必要とするこども）

※保育の必要な事由：就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居または長期入院している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としているこどもがいて継続利用が必要であること、その他町が認める場合。

(2) 教育・保育の量の見込み及び確保方策の区分について

幼稚園については、保護者の就労の有無に関わらず、希望者は利用できることになっています。保護者が共働きであっても幼稚園の希望はあることから、2号認定については、「幼稚園希望が強いもの」を分けて量を見込みます。

3号認定については、0歳と1・2歳で職員配置基準や児童1人あたりの面積要件などが異なることから、それぞれ分けて量を見込みます。

区分	対象		該当する施設
1号認定	3～5歳	教育を希望しているこども	幼稚園・認定こども園 保育園（特別利用保育を適用）
2号認定	3～5歳	保育の必要な事由に該当するが、幼稚園等の利用希望が強いこども	幼稚園・認定こども園
		保育の必要な事由に該当し、保育園等での保育を希望しているこども	保育園・認定こども園
3号認定	0～2歳	保育の必要な事由に該当し、保育園等での保育を希望しているこども	保育園・認定こども園・ 地域型保育

(3) 計画期間の各年度における教育・保育の量の見込みと確保の内容

① 1号認定＋2号認定（教育を希望する3歳以上のこども）

【概要】

本町は保育園1園のみのため、満3歳以上で教育を希望する就学前のこども、満3歳以上で保育の必要な事由に該当するものの、幼児期の学校教育の利用意向の強い就学前のこどもは、利用先が広域の認定こども園及び幼稚園となります。

【量の見込みと確保の内容】

		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
3～5歳の推計人口		人	13	18	20	20	20	18
① 量 の 見 込 み	1号認定	人	0	0	0	0	0	0
	2号認定（教育）	人	0	0	0	0	0	0
	合 計	人	0	0	0	0	0	0
② 確 保 の 内 容	特定教育・保育施設※ （町内）	人		0	0	0	0	0
		箇所		0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設※ ¹ （他市町村）	人		0	0	0	0	0
		箇所		0	0	0	0	0
	合 計	人		0	0	0	0	0
		箇所		0	0	0	0	0
差（②－①）		人		0	0	0	0	0

※ 特定教育・保育施設…市町村から「施設型給付」（公費）の対象となると確認された施設

【令和7年度以降の実施体制及び確保方策】

- 本町では、幼稚園や認定こども園を希望する1号認定及び2号認定（教育）に対応する特定教育・保育施設が地域になく、利用実績もなかったことから、量の見込み及び確保の内容は0人としています。

② 2号認定（保育を希望する3歳以上のこども）

【概要】

満3歳以上で保育の必要な事由に該当する就学前のこどもが該当し、利用先は認定こども園及び保育園となります。

【量の見込みと確保の内容】

		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
3～5歳の推計人口		人	13	18	20	20	20	18
①量の見込み 2号認定（保育園）		人	16	18	20	20	20	18
②確保の内容	特定教育・保育施設※ （町内）	人		20	20	20	20	20
		箇所		1	1	1	1	1
	特定教育・保育施設※ （他市町村）	人		1	1	1	1	1
		箇所		1	1	1	1	1
	合 計	人		21	21	21	21	21
差（②－①）		人		3	1	1	1	3

※ 特定教育・保育施設…市町村から「施設型給付」（公費）の対象となると確認された施設

【令和7年度以降の実施体制及び確保方策】

1 箇所	彩保育園	【開設場所】 上勝町大字正木字平間179番地 【開設時間】 <平 日> 7時00分から18時30分まで <土曜日> 7時00分から18時30分まで（要望に応じて）
------	------	---

- 令和7年度以降も、町全体で受け入れ体制に不足は生じない見込みとなっており、現在の提供体制を維持していきます。

③ 3号認定（3歳未満のこども）

【概要】

満3歳未満で保育の必要な事由に該当する就学前のこども該当し、利用先は保育園となります。

【量の見込みと確保の内容】

3号認定/0歳		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳の推計人口		人	4	6	6	6	6	6
①量の見込み 3号認定（0歳児）		人	2	3	3	3	3	3
②確保の内容	特定教育・保育施設※ （町内）	人		3	3	3	3	3
		箇所		1	1	1	1	1
	特定教育・保育施設※ （他市町村）	人		0	0	0	0	0
		箇所		1	1	1	1	1
	合 計	人		3	3	3	3	3
差（②－①）		人		0	0	0	0	0
3号認定/1歳		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1歳の推計人口		人	7	4	6	6	6	6
①量の見込み 3号認定（1歳児）		人		4	6	6	6	6
②確保の内容	特定教育・保育施設※ （町内）	人		6	6	6	6	6
		箇所		1	1	1	1	1
	特定教育・保育施設※ （他市町村）	人		1	1	1	1	1
		箇所		1	1	1	1	1
	合 計	人		7	7	7	7	7
差（②－①）		人		3	1	1	1	1
3号認定/2歳		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
2歳の推計人口		人	6	7	4	6	6	6
①量の見込み 3号認定（2歳児）		人		7	4	6	6	6
②確保の内容	特定教育・保育施設※ （町内）	人		7	6	6	6	6
		箇所		1	1	1	1	1
	特定教育・保育施設※ （他市町村）	人		1	1	1	1	1
		箇所		1	1	1	1	1
	合 計	人		8	7	7	7	7
差（②－①）		人		1	3	1	1	1

※ 特定教育・保育施設…市町村から「施設型給付」（公費）の対象となると確認された施設

【令和7年度以降の実施体制及び確保方策】

1 箇所	彩保育園	【開設場所】 上勝町大字正木字平間179番地 【開設時間】 <平 日> 7時00分から18時30分まで <土曜日> 7時00分から18時30分まで（要望に応じて）
------	------	---

- 0歳・1歳・2歳各区分において、町全体で受け入れ体制に不足は生じない見込みとなっており、現在の提供体制を維持していきます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

（1）時間外保育事業（延長保育事業）

【概要】

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間などにより、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行う事業です。

本町では、「彩保育園」の1箇所で実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人	6	29	30	32	32	30
②確保の内容	人		32	32	32	32	32
	箇所		1	1	1	1	1
差(②－①)	人		3	2	0	0	2

【令和7年度以降の実施体制及び確保方策】

1 箇所	彩保育園	【開設場所】 上勝町大字正木字平間179番地 【開設時間】 <平 日> 7時00分から18時30分まで <土曜日> 7時00分から18時30分まで（要望に応じて）
------	------	---

- 18時から18時半の延長保育については、保護者負担なく利用できるよう、保育園と委託契約しています。18時半以降の利用は時間外保育とし、保護者から500円を負担頂いております。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【概要】

共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後や長期休業中に学校の余裕教室などで、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

本町では、「上勝あすなろクラブ」の1箇所を実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人	34	38	36	35	34	34
	低学年	15	17	15	12	17	19
	高学年	19	21	21	23	17	15
②確保の内容	人		40	40	40	40	40
	箇所	1	1	1	1	1	1
差（②－①）	人		2	4	5	6	6

【令和7年度以降の実施体制及び確保方策】

1 箇所	上勝あすなろ クラブ	【開設場所】 上勝町大字正木字平間110番地 1 【開設時間】 <平日> 下校時から18時30分まで <長期休暇中他> 8時00分から18時30分まで
------	---------------	---

- 放課後児童クラブは利用希望する児童全員を受け入れ、待機児童を出すことなく事業を継続していきます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【概要】

保護者の病気や仕事などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行う事業です。

本町では事業を実施していますが、利用実績がありません。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人日	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	人日		0	0	0	0	0
	箇所	0	0	0	0	0	0
差（②－①）	人日		0	0	0	0	0

【令和7年度以降の実施体制及び確保方策】

- 児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に対応するため、児童養護施設と委託契約を行い、受け入れ体制を整備していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【概要】

主に3歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育園などの地域の身近な場所で、育児不安等についての相談・指導、子育てサークルなどへの支援、子育てに関する情報提供、育児講習などの事業を行い、地域の子育て家庭に対し支援を行う事業です。

本町では「子育て支援センター（彩保育園内）」の1箇所で実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人回	4	4	4	4	4	4
②確保の内容	箇所	1	1	1	1	1	1
	地域子育て支援 拠点事業	箇所	1	1	1	1	1
	その他 (ひろば等)	箇所	0	0	0	0	0

【令和7年度以降の実施体制及び確保方策】

1 箇所	彩保育園	【開設場所】 上勝町大字正木字平間179番地 【開設時間】 <園庭開放> 9時30分から17時00分まで <絵本貸出> 月曜日から金曜日 9時30分から17時00分まで
------	------	--

- 未就園児が少なく子育て支援センター利用者が少なくなっていますが、子育て支援拠点として活用できるよう、町として機能の充実を図っていきます。

(5) 一時預かり事業（幼稚園型以外）

【概要】

本町では平成 22 年度に幼稚園を廃止しているため、現在は幼稚園型の事業は実施していません。

一時預かり（保育園等での一時保育）は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育園やその他の場所において、一時預かり保育を行う事業で、本町では「彩保育園」の 1 箇所を実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

保育園等での一時保育		単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		人日	9	1	1	1	1	1
②確保の内容	施設数	箇所	1	1	1	1	1	1
	保育所	人日		96	96	96	96	96
	ファミサポ	人日		10	10	10	10	10
	トワイライトステイ	人日		0	0	0	0	0

【令和7年度以降の実施体制及び確保方策】

1 箇所	彩保育園	【開設場所】 上勝町大字正木字平間179番地 【利用日時】 月曜日から金曜日 8時30分から17時00分まで 【対象児童】 生後6か月から小学校就学前の児童まで 【利用料金】 1日1,800円
------	------	---

- 一時的に家庭における育児が困難な場合や、保護者の育児疲れ等を解消等、一時的な保育ニーズに対応することができるよう、一時預かり保育事業の充実を図っていきます。

(6) 病児・病後児保育事業

【概要】

子どもが発熱などの急な病気になった場合に、病院・保育所（園）などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人日	64	1	1	1	1	1
②確保の内容	病児・病後児 対応型	人日	1	1	1	1	1
		箇所	9	9	9	9	9
	体調不良児 対応型	人日	0	0	0	0	0
		箇所	0	0	0	0	0
	非施設型 （訪問型）	人日	0	0	0	0	0
		箇所	0	0	0	0	0
	ファミサポ （病児・緊急対応）	人日	0	0	0	0	0

【令和7年度以降の実施体制及び確保方策】

徳島市	6箇所	【所在地】 徳島市、石井町、北島町、藍住町 【利用日時】 月曜日から金曜日 8時30分から18時00分まで 土曜日 8時30分から17時00分まで 【対象児童】 0歳から小学校6年生 【定員】 3人から6人／箇所 【利用料金】 1,800円 ※生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は無料、市町村民税が均等割のみ課税の世帯は900円。 ※当該事業利用料以外の診察料などがかかります。
石井町	1箇所	
北島町	1箇所	
藍住町	1箇所	

- 令和4年度に病児保育事業の広域利用に関する協定を締結し、町外の病児保育事業の利用が可能となったことから、町広報等を活用し、事業の周知に努めます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【概要】

乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（援助会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

本町では、広域で事業を実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人日	68	8	8	9	9	8
0歳～5歳	人日		8	8	9	9	8
小学生	人日		0	0	0	0	0
②確保の内容	人日		10	10	10	10	10
差（②－①）	人日		2	2	1	1	2

【令和7年度以降の実施体制及び確保方策】

1箇所	徳島ファミリー・サポート・センター	【所在地】 徳島市昭和町3丁目35-1 【対象児童】 0歳から小学校6年生 【利用料金】 1時間500円 【会員数】 依頼会員7人 提供会員3人 両方会員1人 ※会員数は令和6年11月30日時点です。
-----	-------------------	--

- 確保の内容が見込み量を上回っており、受け入れ態勢は十分に確保できています。引き続き、町広報等を活用して事業の周知に努めます。

(8) 利用者支援事業

【概要】

こども及び子育て中の保護者が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用者 支援 事業	基本型	箇所	0	0	0	0	0	0
	特定型	箇所	0	0	0	0	0	0
	地域子育て 相談機関	箇所	0	0	0	0	0	0
	こども家庭 センター型	箇所	1	1	1	1	1	1
	その他	箇所	0	0	0	0	0	0

【令和7年度以降の実施体制及び確保方策】

1 箇所	上勝町こども家庭センター	【開設場所】 上勝町大字福原字下横峯 3 番地 1 上勝町住民課 【開設時間】 月曜日から金曜日 8 時30分から17時15分まで
------	--------------	--

- 令和6年4月に「上勝町子育て世代包括支援センター」（母子保健）と「上勝町子ども家庭総合支援拠点」（児童福祉）を一体化した「上勝町こども家庭センター」を開設しており、引き続き事業を継続していきます。

(9) 妊婦健康診査事業

【概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。本町では、医療機関に委託し実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳の推計人口	人	4	6	6	6	6	6
受診延べ回数	人回	80	34	34	34	34	34
妊婦数	人		6	6	6	6	6

【令和7年度以降の実施体制及び確保方策】

- 関係機関との連携を密にし、今後も継続して事業を実施するとともに、実施体制の整備に努めます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

【概要】

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳の推計人口	人	4	6	6	6	6	6
①量の見込み	人	8	6	6	6	6	6
②確保の内容	人		6	6	6	6	6
差（②－①）	人		0	0	0	0	0

【令和7年度以降の実施体制及び確保方策】

- 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。

(11) 養育支援訪問事業

【概要】

養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるために支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人	1	1	1	1	1	1

【令和7年度以降の実施体制及び確保方策】

- 養育支援が必要となった場合には、保健師を中心に対策を検討しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【令和7年度以降の実施体制及び確保方策】

- 現在事業は実施していませんが、国や県及び近隣市町村の動向を踏まえるとともに、町民ニーズ等を把握しながら検討しています。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【概要】

多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するため、新規参入施設等の事業者への支援を行う事業です。

【令和7年度以降の実施体制及び確保方策】

- 今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規）

【概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。本計画では、従前の養育支援訪問事業が本事業に移行します。

【令和7年度以降の実施体制及び確保方策】

- 現在は事業を実施していませんが、事業実施に向け体制を整えます。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人日		10	10	10	10	10
②確保の内容	人日		10	10	10	10	10

(15) 児童育成支援拠点事業（新規）

【概要】

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

【令和7年度以降の実施体制及び確保方策】

- 現在は事業を実施していませんが、今後需要の動向を見極め、検討していきます。

(16) 親子関係形成支援事業（新規）

【概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

【令和7年度以降の実施体制及び確保方策】

- 現在は事業を実施していませんが、今後需要の動向を見極め、検討していきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

【概要】

妊婦等に対して、面談やその他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
延べ回数	回	6	18	18	18	18	18
こども家庭 センター	回	6	18	18	18	18	18
その他 (業務委託)	回	0	0	0	0	0	0

【令和7年度以降の実施体制及び確保方策】

- 確保の内容が見込み量を上回っており、受け入れ態勢は十分に確保できています。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）

【概要】

0歳6か月～2歳児が保護者の就労要件を問わず保育所等で保育を受けられる制度です。令和8年度から本格実施される予定となっています。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人日	5	5	5	5	5
0歳児	人日	2	2	2	2	2
1歳児	人日	2	2	2	2	2
2歳児	人日	1	1	1	1	1
②確保の内容	人日	6	6	6	6	6
0歳児	人日	2	2	2	2	2
1歳児	人日	2	2	2	2	2
2歳児	人日	2	2	2	2	2
差（②－①）	人日	1	1	1	1	1

【令和7年度以降の実施体制及び確保方策】

1箇所	彩保育園	【開設場所】 上勝町大字正木字平間179番地 【利用日時】 月曜日から金曜日 8時30分から17時00分まで 【対象児童】 生後6か月から3歳未満のこども 【利用料金】 1時間300円程度 ※生活保護世帯・市町村民税非課税世帯等、世帯の状況により減免があります。
-----	------	---

■ 確保の内容が見込み量を上回っており、受け入れ態勢は十分に確保できています。

(19) 産後ケア事業

【概要】

誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、産後ケアを必要とする退院直後の母子に対して、助産師、保健師または看護師等が心身のケアや育児のサポート等を行います。

【量の見込みと確保の内容】

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人日	100	100	100	100	100
②確保の内容	人日	110	110	110	110	110
差（②－①）	人日	10	10	10	10	10

【令和7年度以降の実施体制及び確保方策】

■ 確保方策が見込み量を上回っており、受け入れ態勢は十分に確保できています。

4. その他の計画

（１）産休及び育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休（産前・産後休業）、育休（育児休業）明けに、希望に応じて円滑に保育園を利用できるよう、産休・育休中の保護者に対する情報提供や相談支援を行うとともに、計画的に教育・保育施設等の基盤整備を進めます。

これらの取組にあたっては、０歳児の保護者が保育園等への入所時期を考慮して育休取得をためらったり、取得中の育休を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育休満了時（原則１歳到達時）からの利用を希望する保護者が、希望時期から質の高い保育を利用できるよう配慮に努めます。また、保護者が産休・育休明けの希望する時期に、教育・保育施設を円滑に利用できるよう、母子健康診断、乳幼児健診等において保護者に対して情報提供等を実施し、途中入所がスムーズに行えるよう保育園との連携を強化していきます。

■産後休暇や育児休暇後の施設利用が円滑に利用できるよう予め復帰の月日がわかっている場合は、新規申請時に希望を聞くなど情報提供や周知を行います。

（２）児童虐待の予防・防止対策の充実

児童虐待については、日々、新聞やテレビ、インターネット等マスコミが報道するなど、深刻な社会問題です。児童虐待は、こどもの健やかな成長と発達を損ない、こどもの人権を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が求められています。

- 児童虐待の防止に向けて、児童家庭相談員が相談に応じるとともに、上勝町要保護児童対策地域協議会を開催し、県や教育委員会など関係機関と連携を図っています。
- 社会的養護を必要とするこどもについては、地域の里親や児童養護施設等においてこどもが健やかに成長できるよう、学校等の地域の関係機関や県等とも連携しながら、支援体制の整備に努めます。

（３）地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携方策

こどもに対して妊娠・出産期から成長段階に応じて切れ目のない支援を行うためには、就学前の教育・保育施設・学童保育・小学校・中学校との連携が不可欠です。

■町内の保育園・小学校・学童保育・中学校の連携を図ります。

(4) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手を一人で負うため、日常生活で様々な問題に直面しています。

ひとり親家庭の自立支援については、保育や、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）等の地域子育て支援事業の利用に際しての配慮をはじめ、県が策定する「徳島県こども計画」等も踏まえつつ、自立支援プログラム等による就業支援や、子育て・生活支援、経済的支援等により、総合的な自立支援に取り組みます。

また、ひとり親家庭については、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費、保育料の減免など経済的支援を行うほか、県との連携を図り、ひとり親家庭の自立に向けた就労支援や相談体制の強化を図っていきます。

- 令和7年10月よりひとり親の通院時の医療費も助成の対象に拡大し、今後もひとり親家庭等医療費助成の継続実施を行います。
- 児童扶養手当の対象となる家庭への制度の周知を図ります。

(5) 障害児などの支援

障害児（者）施策は、すべての障害者に基本的人権を保障し、障害者の固有の尊厳を尊重し促進することが基本です。一人ひとりにあわせた適切なサービス提供体制の整備と併せて、町民の障害児（者）への理解が必要です。

そのため、障害児については、教育・保育等に携わるものの専門性の向上、専門家の協力で、こどもが日常生活や社会生活を行う上で必要な支援を行うため、各施策を連携し、総合的に推進します。また、保護者への情報提供を行い、事業利用の円滑化を図ります。

- 具体的な施策等については、障害者計画及び障害福祉計画の中に記載しています。
- 町の乳幼児健康審査等で障害の早期発見、早期対応ができるように体制整備を促進します。
- 障害のある児童に対して、適切な保育が行われるよう、連携していきます。
- サービスに関する情報について、サービスを必要とする人に、必要な情報が届くように、また、地域で家族が孤立することがないように、情報提供及び相談窓口等の充実を図ります。

(6) 社会的養護の促進

地域分散化を進める児童養護施設等においてこどもが健やかに成長するため、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等を通じ、地域の中で社会的養護が行えるよう支援体制の整備を図ります。

母子生活支援施設については、母子がともに生活しながら必要な支援を受けることができることから、児童相談所等の関係機関と連携し、利用促進や支援機能の充実に努めます。

また、子育て短期支援事業（ショートステイ）を実施する児童養護施設などの社会的養護に関わる地域資源を地域の子育て支援に有効に活用するため、これらの関連施設との連携強化に努めます。

■養護の必要な家庭に対しては、児童家庭相談員が関係機関との連携強化を図ります。

(7) 「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現について、国の「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等において、労使を始め国民が積極的に取り組むことと、国や地方公共団体がそれを支援すること等により、社会全体で運動として広げていく必要があるとされています。

今後も県や企業等と連携して、長時間労働の是正等の働き方の見直しや、育休や短時間勤務等を取得しやすい職場環境づくりに向けた啓発など、「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進に努めます。

また、保護者の多様な働き方に対応できるよう、保育園や放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業など、各種子育て支援の充実を図ります。

■仕事と生活の調和ができるよう子育て支援サービスの啓発活動を実施します。

(8) こども・子育て支援事業の推進

結婚から妊娠・出産を経て、子育てまでの支援について、切れ目ない支援を総合的に推進し、住民のニーズに的確に対応するため、少子化対策の取組としての結婚支援事業（婚活）、こどもたちが屋外での遊びを通じ、健やかに育つためのこどもの遊び場の整備、妊娠・出産・子育てに不安を感じている方に対して家庭訪問を行うなどの専門的支援事業など、様々な支援事業を実施します。

■安心してこどもを産み育てることができる環境づくりを推進します。

（９）放課後児童対策パッケージに基づく取組等

現在、保育園を利用する共働き家庭等においては、児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題に直面します。いわゆる「小１の壁」を打破するためには、保育サービスの拡充のみならず、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所についても整備を進めていく必要があります。

加えて、次代を担う人材の育成の観点からは、共働き家庭等の児童に限らず、すべての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにすることが重要であり、全ての児童を対象として総合的な放課後対策を講じる必要があります。

このような観点から、放課後児童クラブの受け皿を拡大するとともに、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を目指します。

■一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室等の放課後活動の実施にあたって、責任体制を文書化するなど明確化する等の課題があります。

第6章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

この計画の分野は、福祉・保健・教育・労働・生活環境など多岐にわたっています。このため、関係各課、関係機関、団体、企業等と連携しながら、地域社会全体の取組として、総合的かつ効果的な推進を図ります。

また、町民(保護者)、学識経験者、こども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「上勝町子ども・子育て会議」等において、各年度の計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い、本事業の効果的な進行管理に努めます。

2. 計画の広報・啓発

地域社会全体で、すべてのこどもの育ちと子育てを支援していくためには、町民や企業、関係団体の理解や協力、参画なくしては実現できません。町のホームページ、広報紙、パンフレット等を活用し、本計画について理解・促進を図ります。

また、計画の進捗状況についても、担当課のヒアリング等により確認し、その結果については、町のホームページ等により公表し、町民への周知を図ります。情報共有を図り、地域と行政が一体となった連携の下、計画を推進します。

3. PDCAサイクルによる推進・管理体制

こどもと子育てをする親を取り巻く環境は、時流に伴い変化していきます。

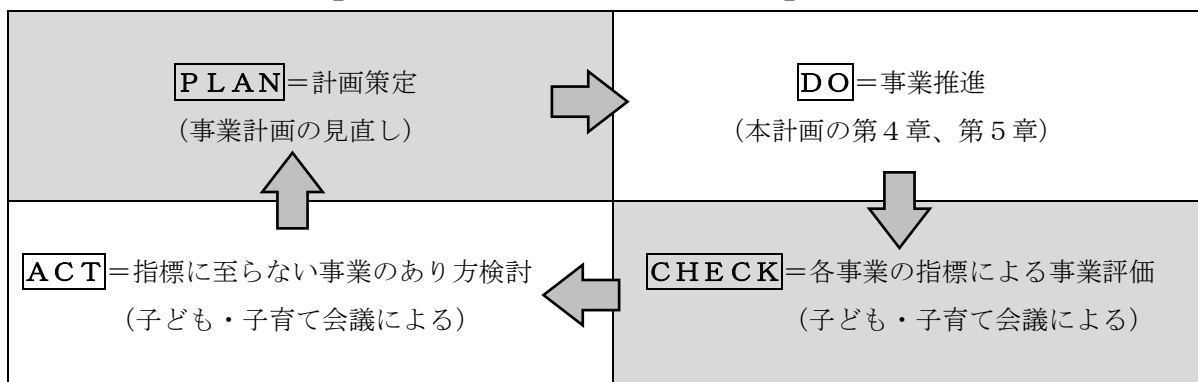
本事業計画は、理念だけのものに終わらず、時流に対応した現実的な事業計画として推進していくためには、きめ細やかに進捗評価を行いながら計画を見直していくPDCAサイクル(※)による推進体制が不可欠となります。

本町では、以下の図のイメージに従い、計画を推進していきます。

※PDCAサイクルとは…事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返し、業務を継続的に改善する。

【こども計画にかかるPDCAサイクル】



参考資料

1. 上勝町こども計画策定の経過

年月日	事項
令和6年7月3日～ 令和6年7月12日	「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」実施
令和6年9月3日	上勝中学校ワークショップ実施 ＜テーマ＞ わたしたちにとって住みやすい町
令和6年9月12日～ 令和6年9月19日	『上勝町こども計画』に関するアンケート （小学生調査）」実施
令和6年9月19日～ 令和6年9月26日	『上勝町こども計画』に関するアンケート （中学生調査）」実施
令和6年9月17日～ 令和6年10月6日	『上勝町こども計画』に関するアンケート （若者調査）」実施
令和6年9月27日	第1回上勝町子ども・子育て会議 ＜議事内容＞ （1）上勝町こども計画の概要説明について （2）保護者アンケート調査結果について （3）中学生ワークショップ結果説明について （4）計画策定スケジュールについて
令和6年10月28日	上勝小学校ワークショップ実施 ＜テーマ＞ 上勝町で、放課後・休日にしてみたいこと
令和6年12月19日	第2回上勝町子ども・子育て会議 ＜議事内容＞ （1）計画素案について （2）上勝町子ども・子育て支援事業計画における 「量の見込み」報告書について （3）上勝小学校6年生によるワークショップ まとめの発表について （4）計画策定スケジュールについて
令和7年1月17日	上勝小学校6年生によるワークショップまとめ発表会
令和7年1月20日～ 令和7年2月7日	パブリックコメント実施
令和7年2月27日	第3回上勝町子ども・子育て会議 ＜議事内容＞ （1）パブリックコメントの実施結果について （2）上勝町こども計画について （3）上勝町こども計画概要版について

2. 上勝町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

No.	区分	所属等	氏名	備考
1	子ども・子育て支援法第6条第2項に規定する保護者	上勝小学校PTA会長	久保 昌弘	
2		上勝中学校PTA会長	桐畑 未来	
3		彩保育園保護者会会長	高石 健太郎	
4		上勝あすなろクラブ保護者会会長	百野 大地	
5	若者代表	上勝町青年会会長	中野 希望	
6	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	上勝町社会福祉協議会事務局長	新開 晴美	
7		上勝あすなろクラブ支援員	酒井 里美	
8		社会福祉法人彩福祉会 彩保育園園長	谷口 恵美	
9		上勝町民生児童委員 主任児童委員	寺西 泰子	
10		上勝町教育委員会教育長	立川 信彦	
11	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	上勝町議会 総務常任副委員長	平原 美和	
12		上勝町副町長	重田 英紀	
13		上勝町企画環境課長	吉積 弘成	
14		上勝町住民課 保健師	西 麻衣	

3. 上勝町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、上勝町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは町長が行う。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、住民課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上勝町こども計画

令和7年3月

【策定・発行】

上勝町 住民課

〒771-4501

徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3番地1

TEL：0885-46-0111

FAX：0885-46-0323